

あろう。しかしアメリカをはじめとした西欧やソ連等の先進工業国からの経済協力や経済援助、あるいは貿易の拡大には、低開発国の期待通りの増大は見込めず、おのずと限界が存するであろう。したがって低開発国は、地域内諸国での経済協力や貿易の拡大により、地域内の相対依存関係を強化して経済発展を促進する必要性があるのではないであろうか。

N. F. カイザー

## 『巨視経済学、財政政策、 および経済成長』

大野吉輝  
(大阪府立大学)

Norman F. Keiser, *Macroeconomics, Fiscal Policy, and Economic Growth*, John Wiley 1964, pp. xx + 525.

この分野における従来の研究は、次の二種類に大別されうる。第一は、Harrod-Domar の経済成長理論を基礎として財政をふくむ拡張された成長モデルを構成し、それによって長期的財政政策の理論的基礎を提供しようとするものである。第二は、そうした成長モデルを利用する抽象的な分析ではなくして、経済成長を促進するための財政措置にかんする具体的な研究である。本書はどちらかといえば後者の部類にぞくするものと考えられるが、しかし、それに尽きるものではなく、抽象的な分析の成果も必要におうじて導入されている。その意味において、本書は実際的な見地から一種の総合を目指したものである、とみることもできよう。

### 二

本書は五部、二三章からなるかなりの大著である。以下においては、繁雑になるのをさけるため、各部ごとに概略を紹介しよう。四つの章からなる第一部は、本書のイントロダクションにあたる部分であって、ここではフィスカル・ポリシーの歴史的背景と諸目標、それらの目標の達成をめぐる諸問題、国民経済における政府の役割などについて述べてある。

フィスカル・ポリシーの背景にかんする論述のうちとくに注目すべき点は、具体的な財政措置の立案・実施にあたっての「政治的要素」(political element) の重要性が強調されていることである。著者の見方によれば、そうした政治的要素の介入のため、アメリカにおいては、少なくともこれまでのところ、理論的にみて適切な補整的財政措置が意識的に講じられたことはほとんどなかつたのである。それまでに取り扱った書物は多くない。本書はそらした数少ない書物の一つとして、注目すべきものである。

る。

著者がフィスカル・ポリシーの目標としてあげているものは、完全雇用、物価安定、経済成長の促進、および国際収支の均衡の四つである。周知のとおり、フィスカル・ポリシーの目標は、ほんらい財政操作をつうずる短期的な経済安定にあつたが、近時の文献においては経済成長の促進という長期的な目標をもふくむように拡大されている場合が多い。なお、景気変動の安定という短期的な政策目標と経済成長の促進という長期的な政策目標とが必ずしも相互に両立するとはかぎらないということは、しばしば指摘されているところであり、経済成長が完全雇用・物価安定と区別される一つの独立した目標として設定されるのはそのためである。また、国際収支の均衡が完全雇用や物価安定と同列の目標とみなされているのは、一面ではアメリカにおける最近の国際収支の悪化がかなり深刻なものであることを物語っているといえよう。

フィスカル・ポリシーの諸目標にかんするひとつの重要な問題は、完全雇用と物価安定との双方を同時に達成することがはたして可能かどうか、ということである。国によつて、また同じ国でも時期によつて経済事情が異なるであろうから、この問題について一般的な解答をあたえることはきわめて困難である。したがつて、それぞれの経済の実情にそくした具体的な研究がますもつて要請されるわけであるが、著者はアメリカ経済における失業率と物価上昇率とのあいだの関係に焦点をあわせて、この種の問題にかんする議論を概観している。

ところでひとくちに完全雇用といつても、具体的な政策目標とし

てのそれの内容は、国によつて、また同じ国でも政策当事者によつて異なるであろう。じつアメリカにおいては、社会的・政治的・経済的に容認されうる失業率についての政策当事者や経済学者の意見はまちまちである。著者はその理由の一つをアメリカの官庁統計における失業の定義の仕方にもとめ、アメリカの失業統計にお改善の余地があることを指摘している。

経済活動における政府の役割にかんしては、主として連邦政府の問題をとりあげている。そうして次のような興味ぶかい事實を指摘している。すなわち、国民経済にたいする連邦政府の比重の推移を第二次大戦の前後について比較するとき、防衛費をふくむそれのウエートはその間にかなり増大しているのにたいして、防衛費を差し引いた国民一人あたりの支出は、非防衛産業の生産物の急速な増加にもかかわらず、むしろ大幅に減少している、というのである。このほか、JEC (Joint Economic Committee)、CEA (Council of Economic Adviser) など、一九四六年に制定された「雇用法」(Employment Act) をめぐる制度上の諸問題についても論じている。

第五章から九章にかけての第二部は、フィスカル・ポリシーの理論的基礎であるケインズ体系と、いわゆる財政乗数との解説にあつては、とくに後者については、初学者にも理解できるように、数式とならべていちいち数字例をあげるという工夫が講じられている。しかし、この第一部の論述はたんなる解説の域をでるものではない。

第一〇章と第一一章とからなる第三部においては、本書の主題で

ある「経済成長と財政政策」の問題にがんする基礎理論の解説と、アメリカ経済の潜在的な成長能力の推計とがなされている。前者については、長期的な安定政策理論のいわば出発点としての地位を占めている Harrod-Domar の成長理論の骨子とその問題点とを素描し、ついでそれとの関連において、経済成長における財政の役割について論じている。よく知られているとおり、Harrod-Domar の成長モデルにあっては、国民経済のかなり大きい割合を占めている政府部門の存在が考慮の外におかれている。したがってそこに、もし政府財政を考慮するならば資本主義経済は Harrod のいうほど不安定な性格のものではないのではないか、という疑問が生ずるのはむしろ当然のなりゆきであろう。一九五〇年代の初期に登場してきた財政をふくむ拡張された成長モデルによる分析は、まさしくそういう問題意識にねざしていたのであった。本書もまた、そうした財政政策理論の発展線上に位置している、とみることができよう。

長期的財政策の立案・実施にあたっての基本的な考慮事項は、現実の経済成長とポテンシャルな成長との大小関係である。たとえば前者が後者を上まわるならば、インフレの傾向が生じ、需要を抑制するための財政措置が要請される。ただし、ここでもうポテンシャルな成長とは、いわゆる「能力成長」(capacity growth) とは区別されるべきものであって、それは経済にとって「最適」(optimum) な成長を意味する。つまり、それはいわゆる「最適成長率」(optimum rate of growth) に類似した概念なのである。この意味における potential output は、やつらには capacity output を下まわるわけであるが、両者のあいだのギャップはある程度まで政

策的に縮小されうる。第一二章では、アメリカ経済のそういうたるポテンシャルな成長能力と、それを規定する諸要因の長期的動向について興味ぶかい統計データーが提示されている。たとえば、一九五三～六二年の期間についてみると、一九五三、一九五五の両年を除くすべての年において、現実の産出高はポテンシャルな産出高をかなり下まわっており、その度合と失業率とのあいだには密接な共変関係が認められる。こうした事実から、著者は、アメリカにおける長期的安定政策の基本問題はポテンシャルな成長にみあうだけの総需要を確保することにある、という結論をみちびきだしている。

第一二章から一三章にかけての第四部では、民間の消費支出と投資支出とを補整的に変更するための種々な財政措置の効率を検討している。消費支出にたいする措置についてはさほど立ち入った分析をおこなっていないが、投資支出にたいする措置については、それを促進するための有力な財政措置の一つである「高速度償却」(accelerated depreciation) をめぐる諸問題を中心にして、かなり詳細に論じている。それらの諸措置の効率を正確に評価することは、われわれの現在の知識をもってしては不可能にちかいが、しかし少なくともそれらの効果の方向を明示することは可能である、というのがこの部分における著者の基本的な立場である。

第一四章から一〇章にかけての第五部は本書の中核をなす部分であって、そこでの中心問題は、アメリカ経済の安定成長を達成するための財政措置を具体的に研究することにある。しかし、理論的な分析もけっして軽視されているわけではなく、必要におうじてなされていて、この部分において取り扱われている主なテーマは、アメ

リカの予算制度、アメリカにおける失業の原因、いわゆるフィスカル・ポリシーの機動性の問題、フィスカル・ポリシーの貨幣的側面、公債と経済安定、安定政策の効率を高めるためのテクニックと方法、以上七つである。

まず、アメリカの予算制度については、とくに連邦政府の予算制度に重点をおいて、フィスカル・ポリシーにとっての、その欠点やあり方などを論じている。

失業の問題については、一九四〇年代の後半から一九六〇年代の初期にいたるまでの期間をとりあげ、この問題についての一つの興味ぶかいサーベイを提供している。この期間にみられる比較的高い失業率の原因としては、従来いくつかの要因が提示されているが、

著者はそれらのうちの主要なものとして、structural transformation, inadequate saving/investment, full-employment surplus の三つをあげ、それらの妥当性を検討している。第一の要因は経済構造の変化を、第二の要因は貯蓄（＝投資）不足を、第三の要因は完全雇用に対する所得水準のもとで大幅な黒字が生ずるような仕組になつて現行の財政構造をそれぞれアメリカにおける失業の主な原因とみなすものである。著者は、これらのうち第三の説明要因がもつとも適切であるとみており、その財政の黒字は、たしかに総需要にたいして抑制的な影響をあたえ、ひいては完全雇用の達成を阻害することになるであろう。しかしながら、しばしば指摘されているとおり、アメリカの失業問題は多面的な性格をもつていてから、それをある特定の要因のみに起因させるのは、必ずしも妥当なことではない。もともと、著者とともに、財政構造以外の他のすべ

ての要因を完全に無視しているわけではない。が、いずれにしても、具体的な財政措置の立案・実施にあたっては、失業の主たる原因をまずもって確認しておくことが不可欠であることはいうまでもない。

補整的財政政策におけるいわゆる機動性の問題については、「定式的伸縮性」（formula flexibility）、自動安定装置、乗数効果の波及期間など、機動性に関連のある諸要因を具体的に検討している。とりわけ、消費・貯蓄・国民所得にたいする減税の影響や、乗数と加速度因子との複合作用にかんするアメリカ経済の実際にそくした仮設的数字例は興味ぶかい。

よく知られているとおり、フィスカル・ポリシーは経済の貨幣的側面と密接に関連していて、同一の財政措置を講ずるにしても、貨幣的側面にたいする影響のいかんによって、その効果は異なつたものとなる。このような観点から、第一七章では、アメリカにおけるフィスカル・ポリシー、貨幣政策、および両者の関連領域である公債管理の実際を歴史的に検討している。そうして、次のような結論をみちびきだしている。すなわち、第二次大戦後におけるアメリカの金融政策はどちらかといえば経済成長をむしろ抑制する方向に作用しており、今後の成長政策としてはフィスカル・ポリシーのほうがあつて重視されるべきであるが、しかしそれが有効に作用するためには、適切な貨幣政策によって十分な成長通貨が供給されることもまた必要である、と。なお、フィスカル・ポリシーと貨幣政策との関連については、一般に前者を後者の補完的措置として利用すべきだと考えられているが、これは、短期的な安定政策にかかる主張であるから、長期的な見地にたつ前記の著者の見解と必ず

しも矛盾するものではない。

インフレーションについては、はじめにアメリカにおける一九五〇年以後の物価の推移をその長期的な動きのなかに位置づけて、その特徴を明らかにし、ついで從来の主要なインフレーション理論を概観し、さらにそれらの理論を当面の物価問題に適用してそれへの対策を論じている。著者の見方によれば、この期間における物価の動きは、需要圧力、長期賃金契約、フルコスト原則による生産物価格の決定、産業部門間の賃金格差など、多くの要因の複合的帰結であるから、それをなにか単一の要因のみによって十分に説明することはできない。ただし、それらの要因のすべてがつねに同時に作用しているというわけではなく、たとえば第二次大戦直後、朝鮮戦争の期間、および一九五五年のインフレにあっては、超過需要がその支配的な原因であったとみている。

フィスカル・ポリシーの核心は、いまでもなく政府財政の赤字や黒字をつうじて経済安定をはかることがあるが、そうした赤字や黒字はふつうには公債の増減をともなう。こうした公債の動きが経済にあたえる影響は、安定効果の面に過大な注意がはらわれてきたため、これまでとかく軽視されがちであった。このような見地から、

著者は、いわゆる公債の負担の問題をとりあげ、さらに公共目的への資源配分、所得再分配など、経済安定以外の政府財政の諸目標にたいするフィスカル・ポリシーの影響にも言及している。

安定政策の効率を高めるためのテクニックと方法を論じている第二〇章は、本書の結論にあたるとみられる部分であって、連邦準備の独立性、それと財務省とのあいだの関係、貨幣政策ならびにフィ

スカル・ポリシーのあり方など、安定政策に関するある諸問題について幾多の改善案を提示している。とりわけフィスカル・ポリシーについては、これまでの各章の分析にもとづいて、多くの具体的な提案がなされている。

第二一章と二二章とからなる第六部では、アメリカにおけるフィスカル・ポリシーの歴史を概観し、次のような結論を下している。すなわち、第二次大戦後におけるフィスカル・ポリシーを一九三〇年代のそれと比較すると、たしかにかなりの改善が認められるとはいえ、それは主として財政の構造的変化、いいかえれば自動安定装置の強化によるものであって、経済の動きにおうじて適切な安定措置が意識的に講じられたことはほとんどなかつた。そうして、その主たる理由は、政策決定における「政治的要素」の介入にあつた。また、将来の見通しについては、もし議会の態度が大きく変化するか、あるいは軍事費の大幅な増額を正当化するような危機が発生するかしなければ、今後の景気後退期におけるアメリカ経済の見通しは暗いという、その当否は別として、興味ぶかい見解を表明している。

### 三

本書における著者の基本的なねらいは、フィスカル・ポリシーにかんする理論、アイデア、および統計データを実際的な見地から統合することにある。わけても、JECやCEAの統計をはじめ多くの資料を利用して、アメリカにおけるフィスカル・ポリシーをめぐる諸問題について具体的に論じていることは、本書のきわだつた特

徵をなすところである。しかしながら、理論的な分析の面では、これといったオリジナルな成果は認められない。が、その反面において、本書に展開されているかぎりでの議論には特筆すべき弱点も見あたらない。このようなわけで、以下においては、超越的な視点から若干の問題点を指摘することにしたい。

一九五〇年代から一九六〇年代の初期にかけてアメリカ経済が直面してきたもとも重大な経済問題は、総需要の不足のため現実の産出高がポテンシャルな産出高をかなり下まわっていることにある、というものが本書における著者の基本的な問題意識である。ただし、著者自身も述べているように、この問題意識ははつきりと表面にかけられているわけではなく、どちらかといえばむしろ潜在的な性格のものである。が、いずれにしても、本書の議論が需要面にかたよっていることは否定できない。財政をふくむ拡張された成長モデル分析によつて明らかにされているように、長期的安定政策にあつては、補整的財政措置は生産物にたいする需要の面のみならず、それの供給能力の面からも、経済の安定成長に寄与しうるのであるが、本書においてはそのうちの需要面が主として取り扱われているわけである。これは、前記の著者の問題意識からすれば、しごく当然のことであるかもしれないが、しかし本書の題目に照らしてみると、いちまつとも物足りなさを感じるのは筆者のひがみであろうか。少なくとも長期的安定政策の理論的基礎を扱つてゐる第三部においては、Harrod-Domar の成長理論を解説しているいじょう、それの直接の延長線上に位置してゐる Gurley-Smith-Musgrave の財政をふくむ拡張された成長モデル分析にも言及すべきであった、とおもわ

れる。

本書はもともと具体的な政策問題を主題とするものであるから、理論的な分析の面において多くを期待するのはそもそも無理なはずであるが、それでも、これといったオリジナルな成果が見あたらないのは、やはり物足りない。著者はきわめて現実的な問題意識をもつてゐるので、おそらく抽象的なモデル分析や均衡分析それ自体にはさほど興味をもたないのであろう。たとえば公共目的への資源分配の問題についてみても、そのオーソドックスな理論である welfare theory や marginal principle と、経済の現実とのあいだにかなり大きいギャップが存在することを強調している。ただし、それらの理論それ自体の正しさを否定するわけではなく、それらを実際に現実の政策問題に適用することはきわめて困難だ、といふのである。たしかにそのとおりであろう。たとえば物価対策、景気対策など、具体的な経済政策の立案にあたつて、非現実的な仮定に立脚する高度に抽象的な数学的理論の多くがほとんどなんの役にもたたないことはよく知られてゐるとおりである。しかし、少なくとも理論それ自体は正しいものであるとすれば、本書のような性質の書物においてこそ、理論と現実とのあいだのギャップを多少とも埋める方向への努力がなされるべきであった、と考えられる。

さきにも指摘したように、フィスカル・ポリシーの基本的な目標である経済安定と、広義の財政政策の目標の一つである所得再分配なし所得分配の是正とは必ずしも相互に両立するとはかぎらない。財政上の安定政策にあつては、その具体的措置のいかんによつては、所得分配の不平等がいつそう大きくなる可能性が多分にある。著者

ももとよりそうした可能性を認めないわけではないが、パイの再分配をおこなって多くの難問を引き起こすよりも、パイを増大させるほうがペターであるという見地から、この種の問題をさほど重視してはいない。しかし、現実の所得分配にはなお是正すべき大きな余地があるとすれば、短期的安定政策の議論であればともかく、本書のように長期的安定政策を主題とする書物にあっては、安定成長を達成するための財政上の諸措置が所得分配におよぼす影響の分析により多くのスペースをさくべきであった、とおもわれる。

ハチャトウロフ

## 『投資の経済効率』

石津英雄  
(香川大学)

T. C. Хачатуров

Экономическая эффективность  
капитальных вложений,  
Москва,  
1964, 278 стр.

社会主義経済における投資効率の研究は近年ますます活発化し、ソ連邦はもちろんのこと、東欧諸国でも注目すべき成果が発表され

ている。なかでもソ連邦における投資効率論研究の歴史は古く、それは第一次五ヵ年計画（一九二八—三二年）の開始と相前後して始まっている。この問題の研究に關係した当時の代表的な経済学者としてはフェルトマン論文は戦後アメリカのドーマによって紹介され、わが国でもよく知られている。またストルミリンは投資効率の経済的本質を社会的労働の生産性の増大に求め、その統計的測定を論究した。これらの人びとの先駆的業績は今日もなお高く評価されてしかるべきであるが、むしろ多くの研究は技術家や実務家などによって行なわれ、経済学者の関心はさほど高くはなかった。三六年にはエネルギー学者のクケリ・クラエフスキイによって周知の投資の償還期間公式が提案されている。これらの戦前における注目すべき成果を逸することはできないが、戦前の投資効率論研究は体系だったものではない。

本格的な研究と論争は戦前に開始されている。戦後の第一期の論争では四六年のストルミリン論文『投資企画における時間の要素』が重要な役割を果している。かれは当時支配的であった「変容された価値法則」の立場から、償還期間の公式が價格によつて計算されている点に致命的欠陥があるとして批判し、価値計算の重要性を強調した。しかし五二年のスターイン論文の出現によつて「変容された価値法則」が否定されることになり、投資効率論争には否定的な影響があらわれた。五四年に開催された全国討論集会には著名な経済学者が数多く参加し活発な論争をみた。ところが五六年に「社会主義における価値法則」の意義が改めて問われるようになり、価値・

価格論争が開始されたところから、再び投資効率の問題は根本的な再検討を受けることとなつた。この年には国家技術会議において

## 二

『新技術の経済効率を規定する臨時標準法』が公表され、次いで五八年には「ソ連邦国民経済における投資と新技術の経済効率を規定する問題に関する全連邦科学技術会議」が開催されて、三二項目からなる効率規定の一般的方法に関する勧告が採択され、それにもとづいて六〇年には『投資と新技術の標準効率決定法』が確立された。この『標準法』は投資効率決定の方法論的基礎を与えたものとして注目される。これを境として各部門の効率決定や、企業における新技术の導入、生産の機械化や自動化に関する効率決定の具体的な方法が広汎に検討されるに至っている。

第二期の論争では、投資効率の経済的本質はなにか、またどんな指標によって測定すべきか、という主題に論議が集中した。そこでは絶対的効率と相対的効率とを原理的に区別すべきこと、また標準効率係数を設定すべきことが主張されたが、これらの効率指標の規定をめぐって見解の相違が明らかとなつた。これは社会主義経済における価格形成方式の根本的な差に起因しており、その意味では容易に解消できない対立ともいうことができる。投資効率の測定に関する基本的な見解の対立もさることながら、まだ多くの問題が未解決のままに残されている。異時支出の測定方法や建設期間の相異にともづく効果のとらえ方、関連投資の範囲の決定、国民经济的総効果の評価、比投資の決定、代替生産物の比較問題など、投資効率論の具体的適用にさいして重要な問題がまだ十分には検討されてはいない。

本書の著者ハチャトウロフは一九〇六年生れで、現在はソ連邦科学アカデミー通信会員となっており、同時に科学アカデミー経済研究所における投資効率研究部門の主任の地位にある。同氏は輸送経済学の専門家として著名であり、これに関する著書としては『資本主義国とソ連邦における輸送の配置』(一九三九年)、『ソ連邦の鉄道輸送』(一九五一年)、『輸送の経済学』(一九五九年)などがあり、また投資効率論についてはこれまで多数の論文を発表し、また数々の投資効率論関係の出版物では責任編集者となっている。しかし投資の経済効率に関する著書は今回が初めてと思われる。

本書の目的は投資効率の経済的本質とその測定とを体系的に叙述し、あわせて前述のような未解決な諸問題をも検討することにある。そして本書の特徴としてあげることは、投資効率の方法論的側面を取りあげることだけではなく、ソ連邦の投資効率の具体的な向上方法をも詳細に考察していることである。著者ハチャトウロフは『標準法』の代表的な支持者といわれており、その意味では本書は投資効率論の格好の入門書とみることができる。

## 三

本書の構成は次のようになつていて。

まえがき

第一章 ソ連邦国民経済における投資とその効率向上の課題  
第二章 投資の動態と構成、その部門別配分

### 第三章 投資の絶対的効率と相対的効率

### 第四章 投資の標準効率指標とその決定

### 第五章 国民経済およびその部門に関する固定フォンドと投資の現実的効率の分析

### 第六章 時間要素

### 第七章 国民経済の先進部門の優先的発展にもとづく投資効率の向上

### 第八章 投資効率向上の要素としての建設の迅速化と低廉化

### 第九章 経済相互援助会議加盟社会主義国における投資効率決定の問題

### 第二〇章 資本主義における収益性、投資と現代ブルジョア経済理論

本書は理論篇と現状分析篇とに分けることができ、第三章、四章、六章、九章、一〇章は前者に属し、残りの各章は後者に属している。第一章と第二章では公表資料を用いてソ連邦の投資状況が詳細に説明されている。過去においてソビエト国民が巨額の投資を行ってきたことは周知の事実であるが、従来わが国ではこの具体的な状況についてはあまり知られていない。著者の説明によると、一九一八—一九年における国家とコルホーズの基本投資は四二〇百万ルーブルであり、それに住民の個人住宅や宿舎への建設投資を含めると四五四百万ルーブルに達する。そのうち二六五百万ルーブルは工業、農業、運輸の三部門への投資であり、それ以外の部門の生産ファンドをも算入すると、その額は二七五百万ルーブルを越える。しかし一九六一—八〇年の二〇年間に予定されている基本投資額は約二兆ル

ーブルといわれ、それは一九一八—六〇年の投資のおよそ六倍にも達する。著者は、共産主義建設の展開期における投資規模が巨大になることを指摘し、新綱領に示された投資政策を全面的に支持している。

次に著者は、投資効率はどのようにあらわされ、いかに測定し、その指標はいかなるものであるかを問う。投資はいかにして経済効果を生むか。この問い合わせたいして著者は次のように述べる。投資は新しい改良された労働手段によって労働者を装備せしめ、したがって労働生産性を増大させ、生産物価値を低下させ、そして生労働支出が一定であれば生産量を増大させるという効果を生む。この点では『標準法』の規定と全く同一である。この投資の経済効果を投資額で割ったものが、投資の経済効率と呼ばれる。問題は社会的労働の生産性の増大をなにであらわすかにある。要するに、純生産高の増加なのか、国民所得なのか、それとも利潤や生産物原価の低下なのか、いずれを用いて投資効率の測定指標とするかに異論がある。ハチャトウロフは、国民所得の増加を投資量で割った比率をもつてその絶対的効率と名づけている。この絶対的効率については第三章で詳しく検討される。

これに対しても投資の相対的効率の計算は、投資に関連した個別的な具体的な経済課題を所与として、複数の投資バリアントがあるばあいに、規定された標準効率係数を満足するような投資バリアントを選択することにある。この標準値は実施を予定している投資の効率がそれ以下ではあってはならない最低限の水準をあらわす。このような投資効率の両概念の相異は、要するに、絶対的効率が投資そ

のものの生産性を測定するのに、他方相対的効率は追加投資の効果を問題とする点にある。このような両概念を区別する理由はいったいどこにあるのか。投資の経済効果を計算するには、ある対象やある部門にのみ制限することはできず、特定の措置が国民経済の他部門における支出や効果にどのような影響を与えるかを究明しなくてはならない。社会主義経済は資本主義のように経済問題の解決を狭い枠に限定することはできない。国民経済の計画化において国民経済的効果の決定が重要な意味をもつのはこの点に由来する。しかしることは各生産部門や各企業によって投資効率決定の可能性や必然性を否定するものではない。各企業における投資効率の上昇は結局において国民経済的効率の上昇をもたらす。そして投資の国民経済的合理性を評価するにさいしては、当面の経済効果ばかりではなく、将来におけるそれをも考慮すべきである。資本支出の効率決定は時間要素の計算に帰着する。資本は一回かぎり効果を与えるのでなく、一定期間それを与える。この将来の効果は実施された投資と比較測定されなくてはならない。ここでもまた国民経済的連関を考えることが大きい意義をもつ。以上のように、第一章では第三章の予備的考察がなされている。

第二章の前半では一九二七年以降の年次別の投資の動きが統計資料によって説明され、さらにソ連邦における生産ファンドと非生産ファンドへの投資の割合や、国民経済の構造変化を反映せる投資の部門別配分状況が明らかにされている。後半では比投資（近代理論でいう限界資本概念に類似している）と関連投資の問題が論ぜられる。

ハチャトウロフは、ここで比投資とファンド集約度とを明確に区別すべきことを強調する。前者は生産物増加一単位あたりもしくは新たに稼動する生産能力あたりの資本量をいう。これに反してファンド集約度は所与の生産物総量もしくは生産能力に対するファンドの大きさを指す。近代理論的にいえば、限界資本係数と平均資本係数の差とみることができよう。そして著者は比投資は実際値以外に標準指標も規定されるべきであり、後者は計画された生産物の増大に必要な投資量を決定するうえで重要であるとしている。しかし現実にはその算定はきわめて困難な問題である。殊に結合生産物のばあいとか、生産段階が連続しているばあいにはその測定には難しい問題が伴う。しかも労働手段の価値やその生産能力は技術進歩いかんによって変りうるから、比投資はかなり変動することをまぬがれないのである。そのため比投資の標準係数を求めるさいには部門毎の平均的な標準値によるべきだとしておらず、しかもそれは所与の部門で現在および将来における典型的とされる企業を選んで決定すべきだと主張している。このような問題を取りあげるのは、いわば関連部門の投資を決定するためである。部門間連関バランス表を利用すれば、各種の生産物についてその種類毎に物的支出の大きさを現物単位で計算することができる。こうして得た数値にそれぞれの比投資を乗ずれば、すべての生産部門について総投資を算定することができる。社会主義経済にとっては全生産部門の計画的な釣合のとれた発展を維持しなくてはならない。だから、関連部門の必要投資量の算定を誤ると、生産部門間の不均衡を生ぜしめ、進歩的部門の発展を遅らせることになる。これらの問題についてはクワシャ、クラソフスキ

し、シユクスタールなどの経済学者が問題の検討を進めている。

第三章では投資の経済効率をあらわす指標として、「絶対的効率」と「相対的効率」が検討されている。前述のように、投資の経済効率は投資の経済的効果を投資額で割ることによって求められる。この原則については論者のあいだに異論はない。問題はこの原則をいかなる指標で具体的にあらわすかにある。ハチャトウロフは、国民経済全体の効率を論ずるばあいには絶対的効率を、また個別的な投資バリアンの優劣可否を測定するばあいは相対的効率によるべきだとする。その意味ではかれの立場は『標準法』の立場を代表している。『標準法』では絶対的効率の測定指標は投資にたいする国民所得の増加率であり、相対的効率は「回収期間による計算式」によつておこなわれるところでおり、その点ではハチャトウロフも全く同じ態度をとっている。しかしこのような主張が全面的に支持されているかといえば、実は必ずしもそうではない。『標準法』の絶対的効率指標に代るものとしては、たとえば、固定ファンードにたいする純生産高の比率、投資と純生産高の増加との比率、投資に起因する利潤、原価の低下などの指標がある。しかしハチャトウロフによれば、これらの各指標は分析目的の差から生ずるものであって、絶対的効率指標の利用目的は次の二点に要約される。すなわち(1)投資の絶対的効率を統計的に測定し、経済計画の遂行にたいする統制用具として用いたり、あるいは各種の経済指標の改善に供する。(2)標準効率指標の計算方法の決定において重要性をもち、投資の時間割引係数として利用する。このような考え方から、ハチャトウロフは投資の絶対的効率については実績値のみならず、計画値をも計算すべ

きであるという。

いうまでもなく、投資は社会的生産の増大という目的で行われるが、投資とその生産性とのあいだには緊密な連関と相互依存性が存在する。つまり投資が大きくなればなるほど、それからえられる効果も大きくなり、より多くの生産物がつくられ、国民所得はますます大きくなる。他方国民所得が大きくなればなるほど、所与の蓄積率のもとでは次期における投資を増大させる。この二面的関係から投資の絶対的効率と生産の増加テンポとの連関を導くことができる。ハチャトウロフによりながらその論点を要約しよう。

社会的総生産物をP、物的支出をM、国民所得をD、蓄積をA、生産ファンードへの投資をK、生産固定ファンードおよび生産流動ファンードの総額をFでそれぞれ示す。これらの大きさをいすれも不变価格で示すと、社会的生産物の構成部分のあいだには次の関係が成立する。周知のように、国民所得は社会的生産物から物的支出を控除した額( $D = P - M$ )に等しい。社会的総生産物に占める国民所得の割合、すなわち所得率(d)は $\frac{D}{P}$ に等しく、ソ連邦ではおよそ○・五とされている。また国民所得に占める蓄積の割合、すなわち蓄積率(a)は $\frac{A}{D}$ に等しく、この値はほぼ○・二五となつていて。もつともソ連の現行価格は価値から乖離しているため、価値計算によるばあいにはこの係数は大きくなる。また生産ファンードへの投資には流動ファンードの増加分が含まれており、他方それより補填投資を控除すると、生産ファンードの拡大にむけられる蓄積部分が算定される。総蓄積にたいするこの割合(k)は $\frac{A}{K}$ で示され、この係数

は○・六となっている。これらの実績値は第二章での統計分析によつて実証されている。

いま説明した諸パラメーター、 $d$ 、 $a$ 、 $k$ などをハチャトウロフは配分係数と呼ぶ、これらの係数は年毎に多少は変化するが、これらの係数を用いると生産ファンドへの投資の大きさを求めることができることである。

$$K = d \cdot a \cdot k \cdot P \quad \text{または} \quad K = a \cdot k \cdot D \quad (1)$$

したがつて配分係数が与えられるならば、投資の大きさは社会的総生産物もしくは国民所得の絶対的な大きさに依存する。しかし現実には投資は、国民所得が消費部分と蓄積部分とに分配されたあとで実現される。投資の大きさとその方向とによって社会的生産物と国民所得とがいかなる影響を受けるか。この関係は次の(2)式で説明される。

$$P = \frac{K}{dak} \quad \text{または} \quad D = \frac{K}{ak} \quad (2)$$

次に著者は、投資に起因する国民所得の増加をその経済的效果とみなし、これより投資の絶対的効率を次のとく定式化する。しかし投資に直接起因する国民所得の

$$E_a = \frac{\Delta D}{dakP}$$

$$\begin{aligned} & \text{（3）} \\ E_a &= \frac{\Delta D}{F_1 + dakP} \end{aligned}$$

増加がどのようにして計算されるのか、著者は必ずしも明確に説明していない。

ところで、ハチャトウロフはこれとは別にファンドの絶対的効率指標を次のように規定する。

$$U = \frac{F}{P}$$

$$\begin{aligned} & \text{（4）} \\ U &= \frac{F}{P} \end{aligned}$$

$F$  = 生産ファンド、 $P$  = 社会的生産物。以上に示された諸関係を考慮して、効率係数とファンド集約度と配分係数との依存関係を導く。

$$E_a = \frac{\Delta D}{dakP} \quad \text{または} \quad P = \frac{\Delta D}{dakE_a} \quad (5)$$

いまの式において絶対的効率と配分係数とが与えられるとすれば、国民所得の増加が大きければ大きいほど、社会的生産物は大きくなる。

$$E_f = \frac{D}{F} \quad (6)$$

と定義する。ところや、ある年のファンド ( $F_2$ ) は前年のファンド ( $F_1$ ) に生産ファンドの拡大にむけられる投資 ( $K$ ) を加えたものに等しい。この関係からファンドの効率係数は次のようにになる。

$$E_f = \frac{D}{F_1 + dakP} \quad (7)$$

この式よりさらに国民所得の大きさは、

$$D = F_f (F_1 + dakP) \quad (8)$$

となる。したがつて国民所得はファンドの大きさとその効率係数の増大によって増加する。また前述のファンド集約度を考慮すれば、

$$U = \frac{F_1 + dakP_1}{P_2} \quad \text{または} \quad P_2 = \frac{F_1 + dakP_1}{U} \quad (9)$$

がえられる。この式より明らかに、ファンドが増大しつァンド集約度係数が小さくなれば、翌年の社会的生産物は大きくなる。ハチャトウロフは以上の関係を指摘したあと、生産ファンドの効率 ( $E_f$ ) の発展テンボに及ぼす影響を検討する。

いま隣接する年の純生産物の比率 ( $\frac{D_2}{D_1}$ ) で示される生産増加率を  $t$  とおけば、それぞれの年における純生産物の大きさは生産ファンドとその効率係数との積、つまり  $D_1 = F_1 E_{f1}$ ,  $D_2 = F_2 E_{f2}$  であるわされるから、

$$t = \frac{F_2 E_{f2}}{F_1 E_{f1}} \quad (10)$$

となる。ここで  $\frac{E_{f2}}{E_{f1}} > 1$  であれば、生産増加率はファンドの増加率よりも高くなる。要するに、生産ファンドの効率係数の上昇は生産の増加をもたらし、逆のばあいは逆となる。もし数年間効率の低下が続くならば、これは生産の増加率を低下させる。この傾向に反対する要因が蓄積率の増大である。係数の積 ( $a_k$ ) に等しいこの割合を  $b$  で示すと、翌年のファンド ( $F_2$ ) は  $F_1 + D_1 b$  となる。したがって前述の(10)式は次のように書き改められる。

$$t = \frac{F_1 + D_1 b}{F_1} - \frac{E_{f2}}{E_{f1}} \quad (11)$$

しかし生産的蓄積の割合が増大することは必ずしも社会的生産の発展テンポを維持する望ましい方法とはいえない。というのは、それは国民所得における消費割合の低下を意味しており、住民の物質的および文化的水準のたえまない向上という課題に矛盾し、労働生産性の水準に不利に作用するからである。ともあれ、前述の関係では効率係数とファンド集約度にたいして配分係数が重要な意義をもつ。ハチャトウロフはこれらの配分係数がいかに変化するか、を詳しく説明しているが、ここでは省略する。

ところで、ハチャトウロフの見解によると、部門に関する絶対的

効率指標は分化すべきであり、その論拠として各生産部門は経済的、技術的に異なっており、ファンド装備率や固定ファンドの回転期間、技術進歩のテンポに大きい差をもっていること、したがって部門毎に投資ファンドにたいする純生産物の比率が異なるという。これに対してバーグやマリッシュは部門における投資の絶対的効率指標の測定は価格の価値からの乖離によって全く意味をもたないと批判する。ハチャトウロフは、現行価格にもとづく絶対的効率指標の比較が投資配分の合理的な基準たりえないことを認めるが、一部門といふ枠内ではこの指標が計画化のために利用され、また経済分析の貴重な資料たりうると反論している。

ハチャトウロフは、収益率=利潤率指標を支持する人びとの見解を本書では特に批判の対象とする。企業の利潤がその活動の重要な経済指標であることを認めながらも、かれは利潤率をもって投資効率の基本的な一般指標であるとする生産価格論者の見解には組みしえないと論断し、この指標が重大な欠陥をもつことを指摘する。

この批判は第五章の標準効率指標の決定において詳しく述べられており、ここでは専らバーグとザハーロフが批判の対象とされている。この両者は、蓄積ファンドが制約されることを念頭におき、ある対象への投資がそれ以外の対象への投資機会を奪い去る点に投資効率測定の経済的本質があるとみる。ハチャトウロフは、投資の経済的効果を機会費用とみなすこの種の見解は本質を見誤るものであり、しかもその効率指標を平均利潤によって測定することにもきびしい批判を加えている。

周知のように、相対的効率の決定というのは、同一の経済的課題

を遂行するのに採用可能な投資パリアントがいくつかあるばあい、そのうちから最も合理的、効率的なパリアントを選択する基準を与えるものであつて、その中心は各パリアントの効率測定にある。その内容を簡単に説明すると、経常費用の節約額を投資額の差で割ると相対的効率がえられ、これを予めきめられた標準効率係数と比較して、いずれのパリアントを選択すべきかを決定するものである。したがつて標準効率係数をいかに測定するか、この問題が決定的な重要性をもつ。ハチャトウロフをはじめ多くの人びとは、投資パリアントの選択基準として平均利潤率のような絶対的効率指標を用いることはできないとし、各部門の経済的および技術的条件によって許容される最小限の効率をもつて標準指標とする。このような考えに立つかぎり、相対的効率係数の公式から導かれる「計算された支出」(C+EK) をある部門の生産価格とみなす主張もしりぞけざるをえない。ハチャトウロフによると、この公式は、ファンド装備率の増大に伴う労働生産性の上昇によつてえられる最小限の効果、つまり部門平均の効率指標ではなく、最小限の効率をあらわす相対的効率係数 (E) を考慮して計算された支出の大きさを示すにすぎない。標準効率指標の原理的説明は最も興味ある問題であるが、ハチャトウロフの論述は必ずしも十分なものとはいえない。この点ではノボジロフやカントロビッチらの見解はわれわれの関心をひく。本書では資源の最適配分という視点から標準効率指標を規定した両者の見解については何ら言及されていない。絶対的効率と相対的効率という二つの投資効率概念を原理的に区別しなければならないのはなぜか、社会主義における投資の部門別配分と技術選択の問題を

截然と区別して論ずることができるのかどうか。投資効率の研究においてはこれらの問題を深く検討する必要があろう。

第六章では時間要素の問題が展開される。投資パリアントの選択にあたつて時間の要素を考慮すべきこと、この点では全く異論はない。建設期間の相違や投資時点の相違するばあい、投資をその期間その部門で生産的に利用したさいにえられるであろう平均効果を示す係数で、将来の支出もしくは効果を割引くというのが標準法の立場である。ハチャトウロフは、時間割引率が経済全体を通じて单一であるべきこと、その指標として投資—国民所得の増加率を用いることを述べ、シニクスティールが導いた時間割引率の計算式を高く評価している。

第九章では東欧諸国における投資効率論研究の現状が要領よく紹介されており、なかでもボーランドの研究が興味深い。これについて筆者はすでに紹介したのでここでは割愛する。

また最後の章では主にハロッドおよびドーマの成長理論が紹介されているが、特別に注目すべき叙述はなされていない。

紙数の制限上、ここで紹介できなかつた残りし各章では、今後の技術進歩のあり方、国民経済の化学工業化などの興味ある諸問題について説明がなされており、現状と展望を知るうえで参考になる。

A・R・イラージック

## 『資本利得の課税』

山之内 光躬

〈福岡大学〉

A. R. Ilersic, *The Taxation of Capital Gains*, Staples Press, London, 1962. pp.167.

第二章 イギリスにおける偶然的利潤の課税  
第三章 資本利得課税の若干の問題

第四章 合衆国における資本利得課税(1)

第五章 合衆国における資本利得課税(2)

第六章 イギリスと合衆国の所得税——比較

第七章 若干の提案の検討

第八章 実行可能な方式は?

第九章 短期利得税の若干の効果

以下順をおって本書の要点を考察することにする。

### 二

最近まで資本利得を非課税にしてきたイギリスで、特に一九五〇年代後半から六〇年代の初頭にかけての株式の強気市場の出現と近年の土地の増価傾向を反映して、株式や土地に関する資本利得の課税の問題が大きくとりあげられた。本書はこのような一般的の傾向にそって、特に半世紀の資本利得課税の経験をもつ合衆国の実例を詳細に分析しながら、イギリスにおける資本利得課税に関する提案を吟味し、その実行可能性を論じ、イギリスの資本利得課税採用に積極的な見解を提供したものである。

本書は次の九章から構成されている。

第一章 資本利得の性質

であるか否かである。利得には明らかに営業的利潤の概念に属さぬものがある。資産所有者の行為とは無関係な偶然的利得がこれであるが、この両者を区別するのが、一般的の習わしである。しかし、最善の担税力には見解の一致は期待できぬが、かかる利得が個人の経済的能力の増加、すなわち、課税の増大を正当化する。国民生産物への要求を示すことには変りはない。これらが「年所得」として課税されるべきか、あるいは別の基準で課税さるべきかは別に論議されねばならぬ。

さらに、たとえ、インフレーション期における利得が架空のものとしても、増価資産の所有者が減価資産の所有者よりもベター・オーフであることは明白であり、結果は後者の犠牲で前者に有利に国民生産物を再分配することになる。従って、公平な課税は異った財産所有者の、相対的な担税力の変化を考慮しなければならぬ。

しかし、すべての資本利得が担税力を構成するとしても、種々の型の利得が課税に対して均等な取扱いをされるべき理由はない。もちろん、実施上の考慮は、差別課税を妨げるかもしれない。以上は資本利得課税をめぐる諸問題の一つにすぎぬが、著者は以下で主として資本利得課税の適切な取扱の問題をとりあげる。

第二章では、これらの利得が、現在イギリス所得税法の下で、いかに処理されてきたかを考慮している。

イギリスの所得税法では、基本的概念としての所得や資本の定義はない。そこで規定されている所得の源泉は、極めて広範であり、所得的性質のものはすべてこれを包括するといわれる。しかし、イギリスの場合、伝統的な所得概念への厳密な執着が、利得は所得で

はなく、従って課税されないという結論に導いたのである。だが、資本の所有は担税力の算定にあたり無視され得ない。財産の売買による投機的利潤はいかなる場合に課税され、いかなる場合に非課税になるのか。過去の判例では、納税者の資産の売買活動が「投機あるいは営業」と解釈される場合には、利潤は課税の対象とされ、もしそれが「営業」でないならば、利潤は資本利得であって、それ自体は非課税である。この方式は、営業と非営業活動との類別を前提とするが、税法には「営業」の明確な定義はない。しかし、一九二〇年の調査委員会の見解は、公平の観点からすれば、現在非課税の、利潤追求的取引から生ずる偶然的または非循還的利潤の正当性は存続しないし、投資の通常の変更から生ずる利潤は課税から除外されるべきであるが、もしそれらが、規則的な利潤の源泉を構成する場合には、課税されるべきであるとした。同時に指摘された税法上の弱点の第一は、継続的な営業活動の一期間としての、「年利潤」という用語の使用に基づく。それゆえ、偶然的利潤は年利潤とはみなされなかつた。第二は、納税者の通常の事業以外の活動から生じた利潤は、利潤獲得の明白な意向があつても課税されない事実である。調査委員会は資本利潤の公平な処理を達成するために、「営業」の標準として次のものをあげた。(1)実現の素材が投資よりも売買のために獲得されたかどうか。(2)所有期間の長さ。(3)同様の取引の頻度、回数。(4)実現財産をめぐる補足的行為の有無。(5)実現の原因となつた状況。(6)取引の動機。もし取引がこれらの特徴を帯びるとき、利潤は課税の対象となる。しかし、これらの標準が、個々の場合の決定に指針を与える場合の限界が看過されてはならぬ。

ここで著者は、資本利得に関する租税政策上の論議においてとりあげるべき二つの方向を示した。第一は、いわゆる「投機的利得」がスケジュールDのケース1で課税されるべく、現在の「営業」の概念が解釈されるということ。このことはイギリス所得税の「樹木とその果实」という基本的原理を変えるものではない。第二は、資本利得が課税所得の一部として処理されるべく、イギリス所得税法の基礎になっている伝統的な課税所得の概念を改訂することである。

### 三

第三章では、すべての利得が他の所得と同様に処理されるならば、所得税はずつと公平なものになるという見地から、すべての型の資本利得をその基礎に包括するような所得税の構造が考察される。

問題の核心を形成するのは、種々の型の資本利得が異質のものであり、異った担税力をもつという事実である。これらの問題について、著者は合衆国とスウェーデンの資本利得課税の方式を参照しながら論議を進めていく。まず第一は、資本利得および損失の定義の問題である。資本利得とは営業以外の方法での、資産の売却、交換、転換等から生じる、コスト超過受取である。しかし、資本資産を定義する基準は何か。合衆国では一部の特例を除き、すべての財産を資本資産とみなすという包括的方式をとっている。それゆえ、もし、「資本資産の売却」からの利得が優先的取扱を受ける場合の実質的弱点は明白である。これに代るべき方式は、税の多収性を予期し得る、特定の型の資本資産——株式および不動産——を指定することである。この方式にも公平の観点からは問題が残される。

第二は、発生利得と実現利得の取扱である。担税力という観点からすれば、この両者に差異はない。しかし、発生利得の課税には若干の反論がある。その一つは、利潤が課税の対象になるのは実現された場合に限るという一般的承認であり、他は資産価値の変動および評価の問題である。第三は、実現の定義である。行政上の考慮が資本利得課税を実現利得に限定しているため、実現のあらゆる場合を定義することが必要となる。一例は、遺贈資産の場合であるが、これには、死亡の場合を「解釈上の実現」(constructive realization)として扱うことが提案されるであろう。

第四は差率課税および平均化の問題である。実現の基準が設定されると、多年蓄積された利得は、実現年度の納税者の所得を形成するはずである。これに所得税の高率累進税を適用すると、利得の大部分が徴収されることになる。ここに発生期間への利得分散方式あるいは二重税率の採用が考えられる。しかし、一括利得(bunched gains)の軽減効果は、納税者の他の所得の規模と税率の累進度にかかっている。結局、平均化の場合に考慮されるべきことは、資本利得への税率が、(1)個人の担税力、(2)所有期間、に応じて変化する方式である。合衆国の「比率算入方式」(percentage inclusion)はこの方向にそったものである。所有期間に照應した税率の調整には、合衆国の現行方式——六箇月の所有期間を基準に、利得を長期と短期に分類し、投資の結果である前者には低い最高税率を適用し、投機の成果である後者は普通所得として課税される——が採用されよう。

第五は損失の取扱である。同年度の損失と利得が相殺され、その

差額が課税対象になることは一般に承認されている。問題になるのは、損失が利得を超過する場合である。損失を無制限に他の所得と相殺させることは、現実に不可能である。ここに公平の原則と税の多収性の要求が衝突する。他の所得に対する損失の相殺に限度を設けるとすれば、損失繰越の問題が提案されるであろう。第六は行政上の諸問題である。資本利得税の採用は、それがすべての資本利得を包括すべく、十分な行政的措置を要求する。もちろん、特殊な型の利得の免税や一定の免税点の設定は必要であろう。

著者は以上の考察を通じて、資本利得税の導入を阻む決定的な要因のないことを認めるが、同時にその租税構造がかなり複雑なものとなるのみならず、多くの専断的要素の介入を免かれないことを承認するのである。

#### 四

第四章および第五章は、イギリスで採用されるべき方策を論ずる基礎条件として、合衆国の所得税制度の吟味を試みるのである。

合衆国では一九一三年の歳入法以来資本利得課税が実施されているが、一九二二年以来、ある種の型の資本利得は普通所得とは別の扱いを受けてきた。資本資産として定義される財産の売却、交換等から生じる利得（および損失）は、資産所有期間（六箇月）を基準にして、短期と長期の二種類に分類され、そして前者には最高九%の累進税率が適用され、後者には二十五%の最高有効税率が適用される。この差別課税は眞の資本取引と単なる投機とを区別しようといふ議会の意向を反映したものであるが、税法上、投機を明確に定

義することは不可能であるため、その運用が比較的短期で完結するという仮定に解決を求めたのである。この分類の基準は非常にラフな方式であり、六箇月という所有期間は短期的投機者にも、実現延期の強い誘因を与える。そこで著者は、基準所有期間を一年に延長する正当な理由のあることを指摘する。以上の長期資本利得の軽減方式は、(1)普通所得に対する税の累進度がきびしいことの反映であり、(2)いわゆる一括利得の過重負担軽減を考慮に入れたものであつた。

次に損失相殺方式であるが、同種類の利得と損失との内部的相殺には制限はない。しかし、「資本利得」勘定におけるあらゆる損失が普通所得と相殺される程度にはきびしい制限がある。合衆国が損失相殺を制限した理由は、証券価格の大きな低落が、税収に大きな衝撃を与えた経験によるものであった。

合衆国の経験から、資本利得課税取扱の基本的原則を抽出すれば、第一に、証券市場ならびに財産市場の作用を阻害しないこと。第二は、租税の採用は合理的多収性を条件とすること。第三に、合衆国での経験では、普通所得に対する損失相殺の制限は必要であること。最後に、高率所得税のために、議会は、長期利得の税率を比較的低くおさえておくことが自由企業経済の投資促進上、公平であるとみなしたこと。

しかし、資本利得課税の哲学の中に組み込まれた、分離した公平と誘因目的を達成し、同時に歳入を確保するための、条件をみたす公式を見出すことは困難であった。

第五章は、主として資本利得をもたらす取引の形態を定義するこ

とに関連している。一九二一年の歳入法における長期的利得に関する二重税率の採用は、いわゆる「資本資産」の取引と、営業と同等な取引との間に分割線を引くことを必要ならしめた。合衆国の税法が定義しているのは、「資本資産」であって、資本利得や損失ではない。資本資産は、納税者の営業や事業との関係にかかわりなく、次の例外項目を除くすべての財産を意味する。(1)販売用の在庫品あるいはそれに類する財産。(2)営業用、事業用の不動産。(3)機械・工場等の償却資産。(4)ある種の連邦および州証券。(5)著作権、文学、音楽、芸術作品および同等の財産。つまり、事業上、営業上の通常の所得には優遇措置を与えない訳である。かくて、「資本資産」の定義は極めて広範であるが資本利得の主たる源泉は株式取引所に関係するものであり、全体の四分の三を占めているといわれる。

合衆国では行政上の理由で、資本資産の売却、または交換による実現までは課税されないが、例えば、証券の償還のごとき資産の処分は、売却または交換とみなす。しかし、死亡の際の資産の移転は、実現とはみなされないので、死亡者の所有期間中に生じた利得は、税を回避している。実現の際の利得あるいは損失算定のための基準、すなわち、資本資産の原価の問題も複雑である。例えば、土地、家屋等が実質的に改変された場合、基準調整が必要であるし、相続財産の場合には、死亡時の市場価値が新しい所有者の基準になる。

「所得」を「資本利得」に転換する誘因は、イギリスの場合、前者が高度の累進税率を適用されるのに対し、後者は税を回避している結果、非常に大である。合衆国では、両者の税の差はそれほど大きくないが、それでも所得の資本利得への転換あるいは変形を促進

する傾向は十分にある。

いずれにせよ、いかなる形態の取引が所得あるいは資本利得をもたらすかを定義する問題は、特定の利潤が一本の分割線のどちら側に該当するかを決定するイギリスの場合よりも、ずっと複雑である。一般的に、もし資本利得課税の試みが放棄されるなら、税法そのものは簡素化され、納税者および税務当局の業務が大幅に軽減されると考えられてきた。しかし、著者はこの見解が根本的に誤っているとし、法律上の複雑さと不規則さは、資本利得課税そのものの故ではなくて、(1)かかる利得が他の所得に比較して、著しく優遇的措置をうけていること、(2)他の形態の所得を、資本利得に転換して、この優遇措置を濫用するのを防止する必要があること、から生じていると主張している。合衆国立法の複雑さは、主として、一般に自由企業経済に不適当と考えられる高い税率の時代に、「投資家」およびある型の一括所得を、できるだけ寛大に扱おうという議会の意向の反映であった。

いずれにせよ、合衆国の経験では次のこと事が明らかにされた。(1)資本利得課税は過度に複雑であるという論議にもかかわらず、若干の形態の税は明らかに実行可能である。(2)かかる課税は、高い生産性と技術革新が主として民間貯蓄および投資に依存している自由企業経済では有害な効果をもつという主張は正しくない。

第六章では、(1)いかなる程度に、合衆国の資本利得の処置がイギリスよりも、公平な所得税を形成したのか、(2)資本利得は別として、どの程度まで合衆国とイギリスの所得課税がそれぞれ公平の水準に達しているのか、を考案するために、両国の制度の比較が行われる。

先ず第一に指摘すべき点は、両国の資本利潤と利得の取扱には明白な差異があるが、同時にある種の類似性もあることである。両国

とも、短期取引という大きな範疇では、いかなる利潤も普通所得として課税される。また「利得」が実際に「投資家」としてではなく、

営業者としての個人の活動の成果であるときは、合衆国の制度でも、

イギリスと同様、たとえそれが「長期的」であっても、それは所得税の累進率を適用される利潤である。もちろん、営業者と投資家との分割線に画一性を期待することは困難である。資本利得に対する両国の最も重大な差異は、株式市場および不動産取引で生じる利潤または利得に関係している。合衆国では非事業的取引からの利得が課税の対象になるがイギリスでは非課税である。有価証券や不動産の売買を職業とするものは、あらゆる源泉からの利潤に課税されるが、営業者が投資家として行為する限りは合衆国、イギリスとも、いかなる利潤も資本利得として扱われる。他方、証券取引からの短期的利得は、合衆国では普通所得の累進税率で課税されるが、イギリスでは非課税である。また、不動産取引について、例えば、合衆国では住居、建物用土地の売却に基づく実現利得には課税されるが、イギリスでは非課税である。

合衆国の場合、「資本利得」とみなされた所得に不当に低い税率が適用されるため、特定グループの納税者が他を犠牲にして優遇されるという批判があろう。課税の公平を論じるには、所得税から輸入関税に至る全範囲の徴税方式を考慮に入れねばならぬ。資本利得が合衆国では課税され、イギリスでは非課税であるという単調な論議は、資本利得を生じる階層の納税者に対する、両国における所得

税の相対的な比重について誤った印象を与えるであろう。

所得税の公平に関連して、租税の回避や脱税の問題は結局、歳入当局の能力にかかっている。

## 五

第七章では、これまでイギリスで提案された資本利得税の方式を吟味する。その代表的な提案は、調査委員会の少数派が提出したものと歳入当局が準備したものである。

まず、少数派の提案は利得の短期、長期の区別を認めず、利得はすべて実現年度の「所得」として課税される。また一括利得の問題を解決するために、提案時における四二・五%の均等税率に相当する所得税の標準税率で課税される。しかし、所有者占有家屋の売却から生じる利得は、主として労働可動性という経済的見地から免税される。

さて以上の提案に対しても、(1)控除が公平と同様、政治的考慮に基づいていること。(2)この提案の二重税率の採用は、所得と資本利得との分割線に関する論争を、今よりさらに広範に再生することになる。(3)利得に対する均等税率課税は、財政的公平概念と矛盾する。「所得」として課税されるいかなる利得も、受領者の環境に照応した税率を負担すべきである、等の批判が向けられるであろう。

次に歳入当局の方式は、在庫品以外の財産から生じる実現利得に課税し、所有期間による利得の分類を認めず、すべての実現利得を実現年度の所得として扱うことを探討した。源泉を無視してすべてを普通所得として扱うこの方式は、租税原則とは無関係な政治的決

定であり、公平の観点からの批判を免かれぬであろう。この弱点を修正する措置として、免税点の設定が提議された。しかし、これは全く行政上の考慮によるものであった。

ところで、Selwyn Lloyd 藏相は、所得税の基礎の中に、一般的に資本利得および損失を含めることを拒絶してきた。そして、短期的利得と営業に類する投機活動による利潤のみが課税の対象となると断じた。これに関連して、著者は一つの仮定的方式の展開を試みている。すなわち、資本利得課税の公平な方式は次の四つの要求をみたすものでなければならぬ。(1)利得はすべて納税者の所得の一部を構成するから、すべての実現利得を適用範囲に入れること。(2)公平の観点のみならず、高税率の財産市場への阻害効果のために、一括利得の累進率緩和措置が導入されること。(3)損失の軽減方式は小投資家や納税者の状況をも考慮に入れること。(4)以上の措置が複雑な租税運営と行政をともなってはならぬ。

以上の要求をいれた方式はおよそ次のようであろう。[I] 資本利得税の対象は、十年以下の期間、利得または享樂の目的で所有された、個人的財産の売却、交換から生じる余剰である。個人、法人による営業用財産の実現からの利得はすべて、普通所得として課税される。[II] 実現利得のみが対象となるが、増価資産の贈与は、所有者の死亡の場合と同様実現とみなす。[III] 一括利得の問題は「比率算入方式」の採用によって解決される。[IV] 「比率算入方式」では、同じ算入率内部での損失と利得とが相殺される。

第八章は、さきの Lloyd の提案の検討にあてられている。投機的利得——性格上短期的利潤のみが課税対象になるかの提案は、

非課税資本利得と、他の所得とともに課税される投機的利潤とを区別するための、利潤の定義の問題を提出する。先ず第一の方策は、「短期的取引」を定義して、これに該当する利潤のみ課税することである。この場合、「短期」の定義がより短くなれば、課税対象となる取引数は縮小する。それゆえ、その期間は一年が妥当であろう。三——六箇月とすると市場の効率に不利な効果をもつことは明白である。しかし、一年にした場合、普通投資家の真の投資の変更が課税の対象になる。これには二年の最高所有期間を定めた「比率算入方式」に基づく差率的課税が実行可能な方式を提供するであろう。「短期」を定義する他の方策は、歳入当局の利用しうるすべての事実に基づいて、納税者が「営業している」か否かを判定することである。この提案も結局は「営業的」取引がすべて短期的であることを前提にしており、当然一部の長期利得を営業的利潤の中に含めるという不合理を免かれぬであろう。それゆえ、一年以下の期間は不適当である。しかし、株式市場の流動性が妨げられるならば、比率算入方式の採用で修正されるであろう。そこで、短期的取引に対する課税方式の特徴は次のように要約されよう。(1)「営業的」個人のみが課税される。(2)「課税利潤」はその源泉が「営業の標準」に該当するなら資本利得ではない。(3)損失は対応するクラスの利得と相殺され、残余の損失は無期限に繰越される。(4)新税管理上、納税者の株式、財産取引の事実を申告する新制度が採用されること。(5)申告を確証するために、それを検証する中央機関が必要である。これらの方策には明らかに依然として技術上の困難が残されている。

## 六

第九章では、短期的利得に対する租税がいかにジャスティファイされるにせよ、その効果が論究されねばならぬ。まず区別されべきは、この税の最初の衝撃と、その帰着すなわち、一層広範な経済的效果である。まず、この租税が投機家の活動を制限する程度は、税の重さにかかっているが、税率はその場合の一要因にすぎない。

損失の軽減も考慮されるべきである。一般的に、かかる税の最も重要な特色は、納税者は相当な程度に、その利得と損失のタイミングと大きさを決定し得ることである。かれは所得税や遺産税の場合よりも、かかる利得や損失の租税状況の変化に敏感に反応するようである。第八章での提案が採用されるならば、短期的利潤に対する効果は次のように要約されよう。利潤には普通所得と同じ累進税率が適用されるため短期の金銭的利得以外の考慮が取引の基礎に存在しない限り、広範な投機に対しては、強い非誘因が働くであろう。この阻害的効果は損失の軽減によってある程度緩和される。このようにみれば、この租税は、一般的投資市場への効果の観点からも、税収の観点からも、その存在価値が疑わしい。従って、短期的利潤は名目的税率で課税されるか、寛大な損失の軽減をいれた、所得税・附加税の税率で課税されるかであるが、いずれにせよ株式市場の効率の低下は避けられぬであろう。

合衆国の経験では、一般的にいって、高所得グループの資本利得を実現する傾向は、租税の状況に極めて敏感であったが、低、中所得グループについては反応の程度は明らかではない。高い税率と相

対的に長い最低所有期間は高所得階層の実現の規模を制限した。第一にかれらにとっては、租税の考慮が、他の所得グループよりも、その投資政策と投機的取引とを動機づけているからであり、第二に投機的取引の大多数は、高所得グループにより行われているからである。また、長期的資本市場ならびに株式市場に対する効果という観点からすれば、この税は経済不安定を促進し、そして資源の最適配分を阻害することにより、経済成長をそこなうといわれる (Hald Somers)。合衆国におけるこれらの欠点を解決するには、この税を廃止することではなく、投資間の資金の真の移転の非課税ということで修正されよう。この問題は、Joyce の短期的利得税の場合には殆んど生じないであろう。さらにつけ加えれば、資本利得税は、有用な財政的ビルトイン・ステイビライザとして機能するであろう。

資本利得税のもう一つの問題は、予想税収に關係している多収性は望ましい条件ではあるが、この場合絶対的必要条件ではない。合衆国の経験は、資本利得税収入が所得税の総収入に比して、極めて小さかったことを示したが資本利得課税の主張は基本的には公平の考慮に基づいている。

以上が本書の概略であるが、著者は広範な資料を利用しながら、理論的側面のみならず、税務行政上の側面からも、詳細にわたって興味ある論議を提供している。しかし、著者のとりあげている資本利得課税の分析は、主として公平の観点から行われている。

しかし、真に公平な観点から資本利得課税の分析が行われるなら

ば、資本利得および損失の担税力創出の問題にもっと精力的な分析的努力が払われるべきではないのか。すでに N. Kaldor が指摘したように、資本利得が担税力を増大させる度合は広範であるし、またかかる利得がもたらす担税力の増大という観点からするならば、さらに詳細な資本利得の分類が必要となるであろう。資本利得の担税力増大の程度は他の所得と同等の場合もあれば、全然皆無の場合もある。しかもこの両者の中間に種々の形態の利得が判別し得ない程度に介在しているのである。結局、資本利得課税上の困難は、所得概念それ自体の欠陥から生じているのであり、理想的な「所得概念」が存在しないとすれば、課税の標準を他のより合理的なものに求めるべきであろう。

しかし本書は一九六一年の予算演説で提出せられた資本利得課税問題に関する議論を展開しているのであり、資本利得課税を前提として、政府の租税政策にそった可能な方式を求めたものであり、その意味でイギリスの資本利得課税の採用に対する一つの積極的な提言であるといえよう。

ビジネス・エコノミックスの理論には、二つの基本的な方向がある。その一つは、一定条件の下で企業が特定の目的を達成するのは、いかにして、可能かを決定することを主たる対象としたもので、いわゆる利潤極大化原則に依拠するものが代表的である。その二つは、企業の現実の行動はいかなるものか、価格決定にさいしていかなる考慮がなされるかを叙述するものである。前者は、ふつう規範的ないしは教示的価格理論といわれ、後者は実証的ないし記述的価格理論といわれる。

価格決定の理論は、ビジネス・エコノミックスの領域のみならず、独占理論から独占対策という政策的領域にまで関係するため古く

R. H. バーバック

## 『製造業における価格決定』

豊 原  
(防衛大学)

R. H. Barback; *The Pricing of Manufactures*, London, Mac. Millan & Co. LTD 1964.

から幾多の貢献がなされてきたが、系譜的にみて、利潤極大化原則による伝統的な規範的理論に対し、これは現実に妥当しないとする実証的理論による批判、さらに実証的理論は事実の不十分な説明にしか過ぎず理論の名に値しないとする規範的理論の擁護あるいは両理論は結局同一のことを行っているのだとする判定といった経過をたどり、今なお結着がつかぬまま残された問題となっている。しかし、いずれの立場にせよ、一そく精密な実証的研究が必要だとする点では一致しており現在でもそうした意図の下で再三実証的なアプローチが企てられている。たとえば、B・フォグによるデンマーク製造業における研究、*Industrial Pricing Policy, An Analysis of Pricing Policies of Danish Manufacturers, 1960*<sup>1)</sup> 日本では昭和三九年の税制調査会法人税小委員会による大阪の主要企業のアンケート調査等がある。さて、本書もまた、こうした線に沿つて企てられた、イギリスの製造業とりわけ手工業における価格政策の実証的研究である。その構成をまずあげておこう。

序  
第一章 限界原理への批判  
第一節 問題の設定  
第二節 批判  
第三章 新しい理論的業績  
第一節 序説  
第二節 シャックル教授の経験  
第四章 レース仕上企業における価格決定

- 第一節 背景  
第二節 価格決定プロセス  
第三節 粗利益率のビヘイビア  
第五章 レインコート製造企業  
第一節 価格決定行動への序説  
第二節 <sup>コスティング</sup>費用化プロセスと費用化価格  
第三節 費用化価格、見積価格、販売価格  
第六章 小雑貨および玩具製造業  
第七章 ナイロン下着製造業  
第八章 織地編業  
第九章 さらに二つのケース  
第一節 レース・カーテン・内装製造業  
第二節 電気設備製造業  
第十章 公式統計による利益率  
第十一章 結論  
なお著者は現在ダブリン大学の教授である。  
バー・バッカは、みずからの方針に基づく経験的調査の結果を示す前に、はじめの一、二章において、価格決定の理論とその問題点を検討する。第一章でとり上げられているのは、周知のホールヒッチのオクスフォード・グループ、レスター、ゴードン等のフルコスト原則の支持者ないし反限界主義者とそれに対し限界主義の弁護者としてマハループの理論であり、第二章で扱かわれるのは正常費用による価格決定を説くアンドリュースと、E・A・G・ロビンソンによる批判である。この部分は要領よくまとめられているので、

価格理論の論争過程を知るには便利である。この論争の紹介から著者の立場が反限界主義の側にあることが察知される。

第三章では、こうした論争の解決に寄与するための経験的調査の方法が検討される。これには、大きく分けて、個々の企業を対象とするものと、産業を対象とするものがある。このうちの前者には、価格決定手続と事情についての企業家に対する直接調査（通信による）——シャックルの方法——、取引勘定と損益勘定、費用リスト等の企業記録によるもの、その他の公表資料によるものがあり、後者には生産センサスから粗利益率の動きを調べる方法がある。しかし、ここで著者はシャックルの方法とその結果を検討する。彼の論見は、極大化が求められるのは税引後利潤であること、大企業は大体において長期、小企業は短期目標をとること、限界収入と限界費用を等しくすることにはわずかの重要性しか認められなかつたこと、価格決定にさいしては競争者を無視しないこと、したがつて、寡占的行動がみられること、そして、フルコスト価格決定と、価格費用と限界収入の均等とが調和するような方向に向うと推定されることであった。だが、バーバックは、シャックルの質問と解答のいまいさを指摘し、シャックルの質問を修正してみずからの調査を行なう。

## 二

第四章から第九章までは、著者による調査の詳細が記述されている。この紹介は省略するが、注意すべき点は、少數の個別的企业に深く入り、企業と密着して解答を求める著者の方法である。こう

いう方法では通常批判されるような解答の現実的な正しさへの疑問、つまり作られた解答ではないかとの疑惑から或る程度免がれるに違いない。しかし、逆に、研究者が密着できる企業を求めるときには、企業規模は概して小さく、しかも、サンプル数は僅かとなり一般性を喪失することになりはしまいかという疑念がおこる。

この批判を予想して、著者は巻末において、小企業だからといって狭い知識や視野しか持たないといえないし、かえって小企業故に、大企業におけるごとき組織内部の錯雜な意思決定プロセスの問題を回避しうるという利点があると弁明している。

さらに先どりしていえば、後の第十章では、この欠陥を補うために、企業資料のコレクションより一そう広い領域における利益率の動き（これは企業レベルの調査では、価格決定にさいして重要な役割をもつ）を公式統計によって分析しているが、これは企業レベルの調査の密度と比べて、資料の性格上の差を考慮してもなおかなりラフな分析となっているのでいただけない。

しかし、いずれにせよ、著者の企業調査の欠陥はサンプル数が多くなれば或る程度は解消すべき性質のものであることはいうまでもない。

さて、上述したように、この調査にあたつて著者はシャックルの質問を修正して使用する。質問はAとBに分かれ、それぞれ十二項目と七項目の内容をもつていて。長くなるが、これは本書の骨子であり、かつ参考にもなると思われる所以次に質問内容とその解答結果をあげよう。

質問 A はおよそこうである。

次の各項目中、貴企業の経営において一般的目標とされるものがあれば、その正しさの程度を(1)から(5)までの数を入れて示して下さい。

企業は次のものを極大にしようと努める。

(1) 税引前の純利益

(2) 支払可能な課税後の純利益

(3) 近い将来、すなわち四半期・半期もしくは一年にわたる純利益

(4) 今後五年にわたる平均純利益

(5) 今後十年にわたる平均純利益

(6) 今後三十年にわたる平均純利益

利益がある期間内を平均して極大化されるようにされるならば、そのときには

(7) 平均は加重されず、今後十年間、企業利益は等しい重要度

が与えられる

(8) より近い将来に、より大きなウェートが与えられる  
次のものの極大化が求められる。

(9) 顧客側ののれん感情の維持および広く公衆の尊重を含めた、企業の一般的繁栄

(10) 企業内において評価された企業の純価値

(11) 企業の流動性状態もしくはバランス・シートの健全さ

(12) 企業性、効率、技術的進歩、金融的健全さ、人間的な関係ならびに節操の高さのごとき企業の名声

質問 B はこうである。

次の各項目中に、貴企業の価格政策とされるものがあれば、その正しさの程度を(1)から(5)までの数を入れて示して下さい。

(1) 我々は、生産のいかなる単位量の総費用も知っているし、また一単位の生産増大によって、総費用にどれだけの差が生ずるかも知っている。我々はまた、生産のある大きさではどの程度の売上高になるか、したがって生産の付加的単位の販売によって売上高にどのような差が出るかを知っている。我々は、これら二つの差が同一であるように、すなわち、生産高の最終単位の生産と販売とが総費用と売上高の両者に対する同一量、あるいは近似した量を附加するよう

に生産高の大きさを選択する。  
生産物の価格を決定するに当つて、我々は競争を無視する。我々は、価格の引下げは直ちに対抗企業の価格引下げを招くであろうが、価格の引上げは対抗企業によつてまねられないであろうと考えなければならない。

(2) 我々は意図されるもしくは予想される生産高のある単位数を選択し、この単位数によって総オーバーヘッド・コストを配分する。これに単位直接費用と利益のためのあるマージン・アップ率を加える。この目的のために意図される、もしくは予想される生産高は次のように決定される。

(3) 我々は直接費、オーバーヘッド・コストをカバーし、通常

	レース 仕上業	レイ ンコ ー ト業	ナイ ロン 下 着業	織地編業	レース、カ ーテンネット ト業	小雑貨 玩具業	電気設備 業
A	1	7	4	10	8	10	10
	2	6	4	10	8	10	0
	3	6	4	5	10	9	9
	4	7	1	10	5	10	1
	5	1	1	5	0	10	2
	6	0	1	1	0	10	1
	7	0	3		5	2	0
	8	10	8		9	8	10
	9	10	8	10	8	10	10
	10	2	2	2	9	2	0
	11	8	2	6	4	10	6
	12	8	6	10	9	9	0
B	1	0	5		0	3	0
	2	0	8	0	2	0	0
	3	10	5	9	9	10	5
	4	5	5			10	0
	5	0	0	10	3	0	0
	6	7	9		5	8	0
	7	9	3		9	8	5

上表は解答結果である。

### 三

第十一章の結論において、以上の結果が整理分析される。価格決定の限界主義理論をめぐる論争の根底にあるのは企業家の目的として利潤極大化を想定することである。しかし、この想定に有利な証拠は見出されない。利潤は明らかに企業家にとって重要だが、その重要性の程度は絶対的なものではない。共通した点は、第一の要求として、利潤のある良好な水準が求められること、そして一般に企業は利潤の増大を目指すがこれは、他の目的と併行して追求されるもので、もとより、利潤極大化と同一のものではない。現行価格が何であれその下で販売を促進することによって利潤の増大が企てられる。企業のねらいが概して短期的で

のマーク・アップ率を可能とする価格で販売しうると考えるものを生産する。景気が悪いときは、利益率を切下げようとする。この切下げは、総生産高に対する総利益が出来るだけ高い値で維持されると考える点までである。景気が非常に悪いときは、直接費がカバーされ、少なくともオーバーヘッド・コストにある寄与がなされるかぎり、総費用をカバーするために必要とされる水準以下に価格を進んで切下げる。

ある理由は、第一に遠い将来がより不確定かつ不可知であり、第二にロスを避けつつ存続してゆくことが利潤の増大より重要なと考えられるからであって、短期的な利潤極大化のためではない。ただし、日の高いうちに乾草を作れ（好機を免するな）という企業家の心理に適合する状態があることは否めない。また企業行動の合理性についてしばしば言及されているが、企業行動、とくに価格決定のそれは企業によってさまざまである。

ついで、提示された証拠は、或る程度まで企業家は自己の製品に対する需要の彈力性をほとんど知らないというオクスフォード・グループの主張を裏づけている。さらに企業の非金銭的あるいはそれに準ずる目標たとえばのれんや流動性・バランス・シートの健全性等に対してもしばしば高い値が与えられている。

需要の変化と費用の変化に対する企業の反応に関する資料は、そういう場合に限界主義理論で考えられているような価格と産出量の正確な調整がいかなる場合にもなされないことを明らかにしている。このうち需要の変化に関するかぎり、一定の価格を設定し、その下で出来うるかぎり販売量を伸ばすことが企業の一般的なやり方となつている。需要の変化に応じて変化し易いのは、主として生産量であり、価格ではない。

最後にこうした結果に基いて、著者は暫定的な仮説を立てる試みをしている。すなわち、まずはじめに、現実の企業でみられるあるタイプの原理、もつともふつうの場合には費用積み上げによって一定の価格が設定されている。オーバーヘッド・コストは正常産出量に基いて計算され、この費用化過程は年々調整される。純利益のた

めの費用化マージンは通常の取引状態を考えて決められるが、競争状態は十分に斟酌する。つまり、設備の計画操業水準あたりの産出量を仮定し、使用資本に対する満足すべき、もしくは正常な利潤率という考え方による。これはまた、企業を整備し拡張するために必要とされる利潤水準によって影響をうける。このようにして費用計算された価格において、企業は販売しうるかぎり多く生産する。

このような状態に達した後、企業は費用や市場の変化に直面する。これには次の三つの状況が考えられる。（一）費用と需要とが同一方向に動く。この場合には粗利益率を維持するために価格を上昇もしくは低下させることにさしたる困難はない。

（二）費用か需要か一つが変化する。（a）産出量は需要の変化に鋭く反応するが、価格はそうではない。通常、価格と粗利益率は不变に止まるが、絶対利潤は産出量に応じて変化するであろう。需要の増大がきわめて大きくかつ短期的なものでないと判断されると、価格と利益率は引上げられる。需要の減少がはげしいときには、利益率の引下げによって価格を切下げるべきかどうかが決められる。ただし、こうすることに対する強い抵抗が生ずる。（b）価格は需要サイドの変化より費用サイドの変化により大きく反応する。直接費用要素の価格変化、および費用化システムに依存しているオーバーヘッド・コストの変化は、これらの変化をとり入れた新しい費用化ならびに価格を生み出すであろう。ただし、市場条件がそれに不適な場合は、ある許容限度内で粗利益マージンへの吸収がなされる。

（三）費用と需要が逆の方向に動くときには危険が発生する。（a）需要が増大し費用が低下することは望ましいがおそらく稀である。

粗利益率の増大の程度は、費用低下がそのまま吸収されるか、収益を大きくとるために価格が引上げられるかどうかによる。(b)、時として、すなわち費用の上昇時に市場が停滞する事態に企業は直面する。この場合は危機である。この状況では、それが解消し、利益マージンがふつうの水準にまで回復するまでのしばらくの間、マージンが縮小されるのが共通のあり方であろう。

かくのごとき、企業の行動パターンの仮説は有力なものではないし、限界主義理論のエレガنسさは持合させていないが、いくつかの問題についてより良き予測の用具であると思われるし、実証にも適合すると思われる著者はいう。

以上が本書の大凡の内容である。

実証的な研究は本来あっと驚くような見事な成果の出ることが少ないものであり、その労に対しても報われることの少ない性質のものである。価格決定の実証的研究を限界主義理論というスッキリとした理論構築と比較するときに尚更そうであり、フルコスト理論がその現実的意味を認められながらも、長い間経済の理論体系の中で場違いのもののように扱かわれ勝ちになっているのも或る程度は致しからぬであろう。とはいっても、このことはそうした実証的研究の価値をいささかでも傷つけるものではない。むしろそれは、理論的アプローチの相違から来る異質性であり、堂々とその存在理由を誇つてよい。本書の細目について欠陥を指摘することは容易であるが、そうした枝葉末節よりも、本書のような地道な労作が数多く生れることを期待しつつ、我々の知識の宝庫を一そく豊かにしてくれる糧として本書を遇するべきであろう。

リチャード・ケイブズ

## 『産業組織論』

小西唯雄  
(関西学院大学)

Richard Caves; American Industry: Structure, Conduct, Performance, 1964. pp. viii + 120.

### 一序説

本書は、アメリカ合衆国の産業政策における広範な理論的・実際的問題を、「産業組織論」的アプローチによって明快に整理・検討したものである。著者リチャード・ケイブズは、現在ハーバード大学教授、産業組織論、国際経済学を専攻する新進気鋭の学者である。<sup>(1)</sup>本書のタイトルは、忠実に訳せば「アメリカ産業論」となすべきであるけれども、その内容は、ペイン<sup>(2)</sup>とほぼ同じ立場にたって「市場構造」(market structure)、「市場行動」(market conduct)、「市場成果」(market performance)という三つの観点から「産業組織論」の体系化を企図するものといえる。われわれがここで「産業組織論」を採用した所以も實にここにある。本稿は、本書の内容の

紹介とその意義・問題点を検討するなどを課題とする。

- (1) 因みに、ケイヴズの著書を列挙すれば、① The Canadian Economy: Prospect and Retrospect, 1959. (ただし、Richard H. Holton と共著) ② Trade and Economic structure: Models and Methods, 1960. ③ Air Transport and Its Regulators, 1962. ④ American Industry: Structure, Conduct, Performance, 1964. 小西唯雄訳「産業組織論」(一九六六年)
- (2) Joe S. Bain, Industrial Organization, 1959.

### 1 本書の背景

最近、わが国でも「産業組織論」に関する注目すべき論述がいくつかみられるようになった。<sup>(1)</sup>しかし、全体として、わが国における斯学の現状を考慮すれば、ここで若干予備的説明を試みておく必要があると思われる。元来、産業組織論の体系は、本場のアメリカにあってさえ必ずしも明確とはいえない。ただし、現実の研究においては、反トラスト政策をめぐる理論的・実際的諸問題に対する広範な研究が、その主たる内容を構成してきた事実は否定できない。しかも、現今新しい研究として特に重視されるべきは、ペインや本書のケイヴズにみられるごとく市場構造、行動、成果という三つの概念を用いて体系化を企図するというものであろう。かかる立場は、長年にわたりアメリカにおける産業組織論研究の第一人者として自他ともに許してきたハーバード大学の E·S·メインの流れを汲むものであり、彼の息のかかったペインからさらにケイヴズへとつな

<sup>(3)</sup> がるといふから、斯学におけるもともと正統的な一派といふことがやあよい。やむに、かかる三分法的アプローチは、この他でも、今日産業組織論の分野で活躍する J·M·クラーク、S·H·ソブニック、A·フィリップス等の等しく採用するところであり (<sup>(4)</sup> もうとお、内容、用語等にそれぞれ若干の相違はみられる)、それ故に、このような体系は、今日の産業組織論における主流とみて差支えない。将来、個々の内容に若干の修正や深化がなされるとしても、今後、産業組織論の体系がこの線で展開されてゆくことはまず疑いないと思われる。

次に、われわれは、かかる市場構造、行動、成果なる三概念が出現した背景を検討せねばならぬ。私見によれば、この際、(1) アメリカにおける反トラスト政策上の経験、(2) その政策理論としての「有効競争」(Workable or effective competition) 論の展開、がとりわけ重視されるべきである。

そこでまず反トラスト政策との関連についてみよう。衆知のごとく、アメリカの反トラスト政策は、一八九〇年シャーマン法成立以来の長い歴史を有する。産業組織論が本来その理論的、実際的研究を主たる課題としてきた以上、反トラスト政策の歴史から豊富な資料、経験を吸収し、発展してきたことは全く疑いえない。たとえば、先述の三概念についてみても、現実の反トラスト政策にあって夙に自覚されていた。しばしば指摘されるように、シャーマン法第二条の monopolize (独占する) という言葉は、本来、monopoly (独占) という市場構造的概念とは異なるのであり、市場行動に重点をおくるとの理解されていた。したがって、独占的市場構造 자체は違

法とならず、単に独占的行為のみが違法とされたのである。これを換言すれば、まさに「市場行動」規準に基づく立場にほかならない。ところが、後年（一九四五年）、最高裁判所は、有名なアルコア事件において高レベルの集中自体、第一条違反となりうることを示した。かかる転換は、明らかに「市場構造」へと重点のおき所が変わったことを意味する。<sup>(5)</sup>さらに、「市場成果」についていえば、一九四七年のナショナル・レッド事件および一九五三年のデュポン・セロファン事件において、市場成果規準を用いて判決されたことが指摘される。<sup>(6)</sup>以上で明らかなどく、これら三概念は、元来、反トラスト政策の展開過程で意識され、出現したものにほかならず、今日の産業組織論者がこれからヒントをえて、その体系化にあたり採用したものであることはまず疑いえないところであろう。

さらに、いま一つ重視るべきは、反トラスト政策の規準としての「有効競争」論の展開である。筆者は、これについて昨年度の本学会年報はじめいくつかの論文で検討したので、ここではくり返さない。いずれにせよ、有効競争論の展開を通して上述の諸概念にそれぞれ詳細な経済学的内容が付与され、整理されたことは全く明らかである。ただここで注意せねばならぬことは、有効競争論が本来政策規準として出現したために、厳格な反トラスト施行を主張する構造規準（行動規準を含む）と、かなり弾力的な成果規準とこう二つの立場となつた点である。これに対して、今日の産業組織論では、一般に市場構造から市場行動を分離し、これに成果を加えた三分法が採用されている。私見によれば、かかる二分法から三分法へと進むにあたり、もともと大きな役割を果した学者は、ペイン、ソスニ

ック、J・M・クラークにほかならない。その詳細な説明は本稿の性格上断念し、別の機会に譲ることにしよう。ただここで指摘すべきは、二分法から三分法に変ったために、有効競争論的な政策規準としての性格のほかに産業分析のツールとしての性格が大きく加味されたという事実であろう。その結果、反トラスト・イデオロギーを異にする人々が、それぞれの立場からこれら三概念を用いて産業分析を行なうことが可能となつたわけである。いすれにせよ、ペイン、ケイヴズ的体系化において有効競争論の展開が果した役割は、とりわけ高く評価されるべきであろう。否、むしろより正確には、かかる産業組織論の体系は、まさに有効競争論の発展（特に成果規準論者の寄与が大）の結果、もたらされたものにほかならぬのである。

以上が本書の全体系の基礎をなす市場構造、行動、成果なる三概念が出現・発展した背景をめぐる分析である。

(1) たとえば、熊谷尚夫「経済政策原理」（一九六四年）、館竜一郎・小宮隆太郎「経済政策の理論」（一九六四年）、越後和典「工業経済—産業組織論—」（一九六五年）等。

(2) この事情を示す一例として、Richard B. Heflebower & George W. Stocking, Readings in Industrial Organization and Public Policy, 1958, p.v. を挙げよう。

(3) ペインとメイン、ケイヴズが、この分野で互いに緊密な連絡を有することは、たとえば Joe S. Bain, op. cit., p.x. などからがわかる。

(4) Stephan H. Sosnick, "A Critique of Concepts of Work-

able Competition," Quarterly Journal of Economics, Aug. 1958. John Maurice Clark, Competition as a Dynamic Process, 1961. p. 420. Almarin Philips, Market Structure, Organization and Performance, 1962.

(15) リヒャード注意やくめは、後述の有効競争論においては、市場構造規準と市場行動規準とが反トロバム・イデオロギーの立場では、同一となる点であろう。

(16) Jesse W. Markham(ed.), The American Economy, 1963, p.84.

(7) 抽稿「反独占政策と『有効競争』」(日本経済政策学会編「日本経済の構造変化」一九六五年)。なお「反独占政策と有効競争(再論)」「公正取引」(一九六五年一月号)等参照。

### III 本書の内容

次に、われわれは、本書の内容の検討に移る。本書は次の六章よりなる。すなわち、

- 一 企業部門とその組織
  - 二 市場構造の諸要素
  - 三 市場行動
  - 四 競争の促進と独占統制
  - 五 競争を制限する政策
  - 六 市場成果と公共政策
- いまこれを概説すれば、まず第一章にて、本書の研究対象とその理論的立場に関する説明と若干の基礎的問題についての解説がなされ、ついで第一章、第三章で「市場構造」、「市場行動」の内容が検討される。やがて、第四章、第五章では、かかる概念が考慮されつゝ、現実産業の独占と競争に関する政府の政策が吟味され、最後に、第六章で以上を総括し、アメリカ経済や産業の「成果」が検討され、全体のまとめとされるのである。以下、それぞれの内容を検討しよう。
- 〔1〕 第一章では、まず産業組織論の課題を「産業の運営状態についてのわれわれの理解を高め、かつまた経済的厚生に対するその貢献を評価する」(p.14.)ことであると規定する。しかも、ケイヴズによれば、産業組織論は、応用価格理論の一形態にほかならない。価格理論は、企業者がその利潤を極大にするとの仮定に基づいているが、今日の大企業の場合、常にかかる「利潤極大原理」によつて行動しているとはいひ難く、その動機ははるかに複雑化していると考えられる。彼もこの事情を十分認識し、種々吟味を試みた上で、結局、それにもかかわらず、大企業の経営者達は根本的には利潤極大化を目指していると主張するのである。かくして、彼の場合、価格理論のモデルを用いて現実の産業研究をなしうることとなる。それ故に、われわれは、ここに本書全体を貫く彼の「競争が適切な資源配分を達成するのに對し、高度集中はこれを阻害する」との理論的立場の根拠を認めることができるのである。なおここでいまで、アメリカ産業における集中(この内容は第二章と関連する)の問題がとり上げられる。この問題には、産業区分(製品区分、地域区分、時間区分を含む)のひとき極めて厄介な問題が藏されており(この問題は、従来、わが国で比較的見逃されていたように思われる)、

その区分次第で集中の評価は大ともなれば小ともなりうる性格をもつ。結局、かかる決定は、なんらかの価値判断に基づいてなされる以外に途はない。ケイヴズ自身は、アメリカの製造業部門では寡占状態が圧倒的に多いと評価し、さらに合衆国の場合、他の部門においても、全国市場よりむしろ地域市場が重視されるべきケースの多いことを思えば、これまたおおむね寡占状態と把握すべきものとみる。したがって、産業組織論の主たる関心は、当然、寡占市場にありといふことになるわけである。第一章の主要な内容は大略以上のごくである。われわれは、ここで、(1) 産業組織論を価格理論の応用分野と把握する彼の立場に注目するとともに、これまでわが国であまり考慮されなかつたようと思われる、(2) 売手集中率を判定するに際しての産業区分の困難をめぐる議論(pp. 67.) や、(3) 集中率解釈上の問題(pp. 89.)、等にとりわけ大きな関心を抱くものである。

(2) 第二章では、まず「市場構造」の諸要素が次のとく列挙さ

れる。すなわち、(1) 集中、(2) 製品差別化、(3) 新企業の参入障壁、(4) 市場需要の成長率、(5) 市場需要の価格弾力性、(6) 短期における可変費に対する固定費の比率。ケイヴズによれば、このうち最初の三つが特に重要である。そして、集中については、すでに前章でとり上げられたので、ここでは主として製品差別化と参入障壁の問題が検討される。端的にいって「製品差別化」について重視るべきことは、これが存在する時、各生産者が単一の市場価格で販売せねばならぬという圧力は消滅し、各企業は、ある程度みずから価格政策を行なうことが可能となり、市場は独占的となるというに

あろう。ここではその典型的な例として、自動車産業をはじめとする耐久消費財および薬品、化粧品等があげられている。次に彼は、「参入障壁」について、現実には、(1) 規模の経済性、(2) 「絶対費用」要素、(3) 製品差別化、から生じるものと把握し、その一つ一つについて詳細に検討する。これについては、紙面の関係上、ここではふれない。ただし、この際、かかる「参入障壁」が、独占を安定的ならしめ、かつまた集中度を高める効果を有するものと把握されている点、特に留意されねばならぬ。なおその他の市場構造の要素についても検討しているが、ケイヴズ自身、集中、製品差別化や参入障壁ほど重視していないので、省略する。最後に、これら市場構造の諸要素の相互関係についての吟味がなされる。まずこれらの諸要素が互いに大きく影響し合うことが認識され、さらに、(1) 高い参入障壁が破壊されれば、いかなる高度の集中といえども長期にわたって持続され難いこと、(2) 製品差別化の増大は、参入障壁を高め、さらには集中を増進する傾向があること、等の興味深い指摘をもって、この章の結びとなすのである。

なおいま一つ、市場構造、行動、成果の関係についてのケイヴズの見解を述べれば、この際、政策の究極目的は成果にほかならず、構造、行動はその達成手段と目さるべきものである。しかも、このうち市場構造の占める位置は、もつとも基礎的というべきであり、これが企業や産業の行動を決定し、さらにかかる行動が成果の如何を決定するという構造をもつのである。現在、アメリカが自由経済体制の建前をとる以上、政府の政策が市場成果自体に直接向けられるときはむしろ例外的ケースとされ（公益事業政策はその一例）、

多くはまず市場構造に手をつけて、「市場構造→市場行動→市場成果」という順序でその究極目標が達成されるものと考えられている事実を、われわれもまた十分認識しておかねばならない。

(三) 第三章「市場行動」の吟味に進もう。まずケイヴズは、これを「企業が製品を販売する市場において示す行動の型」(p.52.)と把握する。ところで、彼によれば、純粹競争や純粹独占の下では、企業は市場における impersonal な力に反応するにすぎず、独自の行動をとる余地は極度に制限されている。しかるに、寡占市場にあっては、企業が独自の行動をとりうる余地も大きく、したがって、その行動もはるかに複雑多岐にわたることが指摘されるのである。

そこで、彼は、寡占市場における市場行動に主たる関心を払うこと

とし、これを、(1) 価格政策、(2) 製品政策、(3) 強圧政策の三つに分けてそれぞれ検討する。ここで興味深いのは、一般に寡占市場

にあっては、活発な価格競争はあまりみられぬが、その代りモデル・チエンジとか新製品をめぐる競争が極めて活発に行われる事情を論じたあたりであろう。その所以は、寡占市場では価格引下げが直ちに競争者の報復的対抗をよび、その結果、相互に底なしの破滅的競争へと向かう可能性があるところから、彼等はこれを避け、互いに価格を調整し合う傾向がある。しかるに、一方、新製品等をめぐる戦略の場合、競争者がこれに直ちに対抗するのは事實上困難であり、少くも当分は市場での優位を保ちうるところから、寡占企業が好んでこれを用いるというにある。最後に、強圧的行動が検討される。これは、企業がその業界から競争者を駆逐したり、弱体化させたり、さらには参入の脅威を減じようとして行なう一連の行動にほかなら

ぬ。ケイヴズは、かかる行動が市場構造になにがしかの変化をもたらす点を特に注目している。しかし、全体的にみて、市場行動は、公共政策上、市場構造ほど重視されはしない。なぜなら、彼によれば、市場行動の型は、本来、市場構造によって決定的な影響をうける、いわば受身の立場にあるものとされるからである。

(四) 公共政策の具体的目的たる「成果」の検討に入る前に、ケイヴズは、第四章、第五章において競争と独占に関するアメリカ合衆国現実の政策を吟味する。まず第四章では、競争を促進し、独占を規制する政策がとり上げられ、次に第五章では、逆に競争を規制する政策が検討されている。ここで、これらの広範な内容を紹介することは、もとより不可能であり、単に大ざっぱにふれるにとどめよう。第四章では、(1) 反トラスト政策をめぐる問題、(2) 「自然」独占の規制問題、の二つが論じられる。まず反トラスト政策については、シャーマン法(一八九〇年)、クレイトン法(一九一四年)、連邦取引委員会法(一九一四年)をとり上げ、それぞれの内容、施行上の特色等が簡明に解説される。さらに、彼の指摘するところによれば、これら法規を現実に適用するにあたっては、裁判所の判断にゆだねられるところが多く、概して一貫性に欠けるところがあり、事実、歴史的にみても、その解釈が時代によつて大きく変化してきたのであった。全体的にみて、ここでのケイヴズの議論は、反トラスト政策上の広範な問題の要点を簡明に整理・検討したといふ点でまことに優れていると思われる。この章では、なおいま一つ、「自然」独占によって競争が非常に劣悪にしか働かぬ市場に対する政府の直接規制の問題が論じられている。これは、具体的には、公益事

業規制の問題にほかならぬ。彼によれば、かかる規制には現実に多くの困難がみられるが、さしあたり、これに代るよき対策も見当らないと評価して、この章の結びとなすのである。

(五) 第五章では、前章と逆のケース、すなわち「競争規制」政策がとり上げられる。これは、現実には、(1) 農業部門、(2) 小売部門、(3) 特許制度、にみられる問題にほかならない。ケイヴズは、まずこれらそれについてかかる政策の必要とされる所以を検討していく。その主要内容は、(1) 農業部門については、農産物価格と農家収入の不安定や過度の資源が存在すること、さらには低生産性や非能率から生じる苦境等が、農産物価格の支持や余剰農産物の買上げ措置を必要とした、(2) 小売部門については、チャイン・ストアという革新によって小規模な商店が圧迫され、これによって一九三六年のロビンソン・パットマン法（大口購入による利益を排撃する）の出現をみた、(3) 特許制度は、発明者に対してその発明を保護することにより、社会における革新を刺戟することを企図して採用された、等と要約しうるであろう。かくして、かかる規制政策自体、それぞれその存在理由を有するのであるが、反面、好ましからざる副次効果を生じることもまた衆知の事実といわねばならぬ。そこで、ケイヴズは、この際、より有益な用途への資源移動政策が実行可能であれば、これを採用すべきであると主張するのである。

(六) 以上、第二章、第三章で市場構造、市場行動の諸要素を検討し、次いで第四章、第五章にて現実の政策を吟味した後、ケイヴズは、第六章において「成果」の問題をとり上げ、これをもって全体のしめくくりとなすのである。そこで、彼はまず高次の全国民経済

的な「経済成果」(economic performance)として次の四つを列挙する。すなわち、(1) 完全雇用と価格安定、(2) 公正な所得分配、(3) 進歩的なること、(4) 資源利用における効率。彼によれば、産業組織論は、本来、これら諸目的のすべてを直接追求するものではなく、主として、(1)、(3)、(4)に関するものである。(3)、(4)は、とりわけ重要である。それ故に、より低次の「市場成果」(market performance)とは、産業がこれら諸目的を達成する潜在力との比較における現実産業の貢献の度合、と考えられている(p. 98.)。かかる説明の後、産業組織政策とこれら四つの目的との関連についてそれを考慮するわけである。したがって、前述の説明にもかかわらず、彼がこの際、産業組織政策の追求すべき目的として「経済成果」プロパーのレベルを考えているのか、もしくは、本来、「市場成果」を重視しているのかは、なお必ずしも明瞭ではない。この点は、彼の体系の新しさとも関連する問題であり、後にいま一度とり上げることにしよう。

そこで、先述の諸目的と産業組織政策との関連についてケイヴズの主張を聞こう。まず「公正な所得分配」や「完全雇用」自体については、両者とも産業組織との関連が極めて少ないと評価する。ただし、「完全雇用と価格安定」に関するかぎり、集中的産業については、企業の価格政策がしばしば物価の上昇へと導き、「インフレなき完全雇用」達成に大きな障害となることが指摘されるのである。一方、「進歩的なること」と集中レベルの間にはなんらかの関係が存在することは明らかであると認めるが、この際、活発な革新のためにはある程度の独占を要するとみなすシニムペーター的議論が正しい

か、もしくは逆の主張が適切であるかは、容易に断じ難いと慎重に評価している。しかし、「資源配分」を内容とする「効率」の問題に関するかぎり、ケイヴズはかなりの確信を有しており、「一般に、高度の集中や高い参入障壁は、不適切な資源配分を招来する可能性が大である」と主張するのである。ここでも、われわれが最初に確認した彼の理論的立場が鮮かに現われていることはいうまでもない。

ただし、農業のようアトミステイックな産業もまたあまりに小規模にすぎ、反って効率が悪いことも十分自覚されている。先述のシームベーター的議論の評価やかかる自觉を思えば、彼の態度は、ラディカルな「資源最適配分論者」に比して、はるかに現実的・彈力的といいうるであろう。

最後にケイヴズは、反トラスト政策施行をめぐる硬軟二つの立場に対し評価を試みている。端的にいって、その内容は、先述の有効競争論における「構造規準」の立場（彼は「市場力テスト」の立場と呼ぶ）と「成果規準」の立場（彼のいわゆる「条理の原則」学派）の対立にほかならない。結局、彼は「市場力テスト」の立場が経済成果をもつともよく改善するとなし、これに賛意を表して、本書全体のしめくくりとなすわけである。これは、彼の理論的立場が関するわれわれの紹介は、すべて終了した。

#### 四 本書の評価

産業組織論は、反トラスト政策等を通して産業研究に長い歴史をもつアメリカ合衆国においてさえ、なおその体系が明確とはいひ難

い分野である。かかる領域において、複雑・広範な問題をかくも豊富にとりあげて検討し、わずか本文百十一頁に簡明にまとめた著者の力量はそれ自体十分評価されてしかるべきであろう。またほぼ同様の体系であるベインの「産業組織論」がいさか厖大冗長にすぎ、誰にでも容易に通読しうるものでない以上、本書は斯学においてまことに貴重な存在といわねばならぬ。

なおここで本書の問題点と考えられるところを述べておこう。元來、かかる小冊子をもってすべての問題を網羅しつくすることは、もとより不可能である。本書においても、たとえば、ストッキングが指摘するように、合併の問題を論じながら、合衆国における三次にわたる合併運動について全くふれていらない等の不備もある<sup>(1)</sup>。しかし、そのストッキング自身も認めるごとく、わずか本文百十一頁という点を考慮すれば、かかる不備は、むしろ異常に少ないといふべきかもしれない。なお、ここで筆者の希望を述べれば、第六章の「成果」に関する内容が今後さらに深化・発展されることが望まれる。元來、伝統的な産業組織論の主たる研究対象は、「市場成果」のみにとどまり、「経済成果」についてはほとんど考慮されなかつた。この意味では、まさにファーガソンのいわゆる「ミクロ」そのものであり、「マクロ」的視野に欠けていたといつてよい<sup>(2)</sup>。したがって、ケイヴズが「成果」を論じるにあたり、単に産業や企業のレベルにとどまらず、進んで全国民経済的な「経済成果」に大きな関心を払っていることは、それ自体まことに有益であり、注目に値する。しかし、すでに述べたように、ここでの彼の主たる関心が、経済成果そのものにあるのか、（恐らくそうだと推察されるが）もし

くは本来、市場成果にあるのかは、なお必ずしも明瞭ではない。この問題は一応おくとしても、産業組織論自体にとって、本来、市場成果の詳細な分析・評価が極めて重要であることは否定できない。これに加えて、経済成果に十分考慮を払うことはたしかに進歩といいうるが、そのために市場成果の分析が弱体化するとなれば、産業組織論としては、当然、問題となろう。私見によれば、先述のフレーガソンの試みの最大の弱点はここにある。ケイヴズの場合にも若干かかる傾向がないとはいえない。たとえば、市場成果について、E・S・メインやペインの分析を検討すれば、ケイヴズの場合よりもいつそ豊かな内容が認められるのである。この点、本書に対するストッキングの「産業の成果は、産業間の資源分配のみならず、各々の産業内の資源分配をも考慮して判定されねばならぬ」<sup>(3)</sup>というコメントも、恐らくは筆者と同様の印象に基づくものであろう。経済成果的視野を加えることはたしかに有益であり、事実、今後この方向に進むべきであるが、市場成果の分析にマイナスとなつてはならぬ。この意味で、ケイヴズの第六章の内容が今後さらに深化・発展されることが望ましいのである。

最後に、ペイン、ケイヴズ流の「産業組織論」の今日的意義を指摘しておこう。従来、わが国でも、「市場が競争体制から独占体制へと必然的に進み、しかも集中度が増大するほど競争は減退し、市場は独占的になる」と単純に考える傾向がないとはいえた。しかし、現実の寡占市場の性格は極めて複雑であり、かかる単純な理論のみではこれを十分に説明することができないのである。「産業組織論」は、かかる寡占市場における競争の多様化、複雑化に關

連して、独占の問題を多元的に分析するための新しい分析視角と理論的武器を豊かに提供するものといえる。換言すれば、それは、寡占市場分析のための現実的適用性をめざして出現・発展したものにはならない。本書は、かかる体系を簡潔明快に展開した点で他に類を見ず、その意義は十分高く評価され得しかるべきである。

(1) "Caves, American Industry : Structure, Conduct, Performance, Book Review by G. W. Stocking," *American Economic Review*, June 1965, p. 626.

(2) C. E. Ferguson, *A Macroeconomic Theory of workable Competition*, 1964. ただし私は、彼の体系に必ずしも賛成ではない。その着想自体は興味深いけれど、「有効競争論」の展開としては、非常に問題が多いと考える。

(3) "Caves, American Industry : Structure, Conduct, Performance, Book Review by G. W. Stocking," op. cit., p. 625.

著者サックスは現在ワルシャワの計画統計教育機関のスタッフで、  
低開発経済研究センター所長である。本書はインド・デリー大学に  
提出された学位論文を改訂、ポーランド語で出版されたものからの  
英訳である。

彼は本書において、後進国が経済開発をすすめるに際して国家が  
積極的役割を演じている現状を、国家資本主義としてとらえ、その  
具体的展開を公共部門の活動状況に求める。そして公共部門の範囲、  
役割、将来の方向等に検討を加え、後進諸国における公共部門のパ  
ターンを明らかにしようとしている。著者は右のテーマを解明する  
に先だって、この問題は経済学、社会学及び経済史の接点に位する

## 一

### I. サックス

## 『後進国経済における 公共部門のパターン』

久米 収

(静岡薬科大学)

Ignacy Sachs : Patterns of Public Sector in Underdeveloped Economies, Asia Publishing House, Bombay, 1964, pp. 196.

## 二

ものであるといつてはいるが、これは彼の方法論の一端を示している  
といえよう。本書は次の八章から成る。

第一章 経済的後進性のよってきたる所以

第二章 経済発展の捷径を求めて

第三章 資本蓄積のメカニズム

第四章 先進国、後進国の国家資本主義

第五章 公共部門のパターン

第六章 日本国、その歴史と制度の批判

第七章 インド型、その目標と現実

第八章 パターン競争、ブラジルとメキシコ

本書は八章から成るが、一一三章、四一五章、六一八章の三つに大別して紹介するのが便宜であろう。

初めの三章を要約すれば、現在の後進国が、西欧先進国の百年乃至二百年前の産業化政策を、そのまま踏襲することによって、経済開発を成功させうるだろうかということである。もちろん著者の答は「否」であり、その故にこそ別に発展の近道が求められるのであり、そのためには先ず最も効果的な資本蓄積が強調され、国家の干渉が必要とされる。

西欧式の発展が何故期待できないか。著者は三つの原因を挙げて説明する。第一に西欧式のテイク・オフ段階には極めて有利な条件があった。すなわちブルジョアジーによる積極的な活動という推進力と広大な海外市場が存在した。それにひきかえ後進国はその

何れにも欠けており、一次產品の輸出条件は概して悪化の道をたどつており、更に国内市場さえ狭隘である。

このことは第二の原因につながる。すなわち後進国は永い間植民地体制の下におかれため、今もって時代錯誤的社会構造を温存している。これが西欧先進国の体験しなかつた惡条件となつてゐるのである。著者が社会学的アプローチの必要を強調するのはこの点を指していると考えられる。カースト制、債務労働等がそれであり、植民体制の延長は今なお本国の利益本位に投資、再投資、また本国に送還される外資の動きの中に見出されるというのである。

そして更に第三の原因が独立後の後進国のある政治的事情の中に存在する。それは一般大衆の選挙権、市民権、賃金、労働条件に関する強い要求であり、政府への圧力となってあらわれる。このような政治的事情は西欧先進国のティク・オフ段階には頭在しなかつた障害である。後進国の住民は単に発展だけを求めるだけでなく、同時に平等と社会的正義を強く希求している。彼等がナショナリズムを支持し、時に社会主義的方向を求める所以である。現在の後進国は一方で資本主義の弱点を認め、他方で社会主義の計画化、産業化の具体的実例を見せられているだけに経済発展の近道を求めるに至るのである。

著者は後進国を論ずるにあたつて、革命によつて社会主義化した國を論外としている。したがつて独立しても依然として内部変革が行わぬ外国の政治経済的影響を受けてゐる國、資本主義体制の中で統一的国民運動の行われている國及びその中間に位する國々を対象としている。かかる後進諸国が革命的発展の脈絡から切離して、

どの程度に社会主義的発展技術を取り入れることができるかということが、著者にとっての大きな関心となつてゐる。

急進的社会改革によらずに発展への近道を求めるにすれば、効果的資本蓄積と国家の干渉が必要となる。著者は資本蓄積の可能性を求めるために、産業諸部門の生産物剩余が何れへ向つてゐるかを確かめている。

#### A 前資本主義的部門（主として農業）

退蔵。浪費。非生産的投資（財政消費）。資本主義的部門への生産的投資。税金。資本主義製品との交換から生ずる商業利潤。

#### B 資本主義的生産部門

##### ① 国内私企業部門

浪費。税金。蓄積。

##### ② 外資による私企業部門

国内蓄積及び再投資。税金及び権利料。海外流出。

##### ③ 公企業部門

蓄積。A 及び B ①②からの税金の一定割合。

右の如き状況の中で投資率を増大するにはどうしたらよいか。A 部門は元來低生産性部門であるから、直ちに生産的投資を増大することはできないし、税収にも限度がある。そこで著者は共同化、土地改革を急速に進めるべきとする。B ① 部門では、浪費抑制には限度があり、減税は浪費を増すに過ぎないから、徵稅と借入によつて國家が蓄積分を吸収して資本形成を行うことが考えられる。又② 部門では国有化その他の方法での制限が必要だとする。政治的事情に応じて私企業の接収又は国有化を行い、他方公企業部門では価格

政策、行政能率向上、借款等によって、資本を蓄積すべきだというのである。

### 三

四五章で著者は公共部門論の基本的立場とアプローチの方法とを示す。後進国は現在のテイク・オフの段階で西欧的発展方式によることはむづかしく、国家が積極的に経済活動に干渉しなければならない。著者はこの国家の干渉を国家資本主義と呼ぶ。そして國家資本主義を直ちに一定の経済発展段階又は経済体制に結びつけて理解することに反対している。すなわち後進国のみならず、先進国の自由放任政策でも、資本蓄積、植民制、国債発行、保護政策、軍国主義、資源開発、鉄道経営等に国家干渉は見られるし、世界恐慌に際しての諸政策、ケインズ革命も亦国家干渉に外ならない。

また国家資本主義は国家が独占に従属するものであるとか、逆に社会主義への必然的な道だとする説を否定して、国家資本主義が社会主義にとっての本質的前提になりうると同時に、それに独占資本の圧力が加わりやすいことをも認めている。彼のいわゆる国家資本主義の二重性である。それは国家資本主義を如何に評価すべきかは、国家の本質、具体的政策、政治的要素如何によらなければならぬ。例えば特定部門の企業を接收すれば、当該企業にとって不利でも、関連諸企業には利益をもたらす。アルゼンチン元大統領フロンティーリの言をひいて「誰が利益をうるか」の問題だとしている。国有化にしても、それだけで直ちに民主的だとか、反資本主義的だとはいえない。外国企業の国有化は消極的には資本主義擁護で

あり、進歩的には左翼運動の圧力とみることもできるというのである。接収に対する補償が反って財政的負担を増すことになる。

著者は国家資本主義の特徴として、経済の計画化を挙げる。但し先進国の場合には主として景気変動の緩和、戦争経済の遂行、資源不足の克服が目的であり、後進国では資源の合理的利用によって成長率を高くし、他方外国資本への隸属からの脱却を目標とする。かくて著者は国家資本主義が進歩への過渡的形態となりうると同時に、私的資本主義又は官僚資本主義へ移行することもあるとしている。

国家の干渉は、国家の利益を考慮して自ら企業家として活動する場合に最も著しく、著者はこれを公共部門と規定し、後進国がテイク・オフ段階に公共部門を拡大するのは、次の如き場合だとしている。

①社会資本並びに私的部門の蓄積が不充分で自由に委せると所得の不平等又は浪費が行われる場合

②技術革新、経済進歩が生産の社会的集中を必要ならしめる場合  
③社会改革と平行して経済成長を遂げなければならない場合

その他戦争等の緊急経済に際し、市場メカニズムでは消費的投資に向うおそれがあるときは、これを防ぐため公共部門が拡大される。著者は公共部門を産業別、収益性別に分類する。産業別には、公益・輸送部門、原料半製品（鉄鋼肥料を含む）部門、生産財部門、消費財部門、商業部門、金融部門の六つ。収益性別には、収益性マイナス、ゼロ、プラスの三つに分かつ。

収益性がマイナスまたはゼロという公共部門は、それが低価格政策によるならば、取引先私企業に有利となり、公企業自らは税金で

補填されなければならない。公共部門の収益性がプラスにして、はじめて資本蓄積が可能となる。後進国では公共部門を中心に資本蓄積が行なわれなければならないから、公共部門の収益性が重要な点としている。

産業部門別にみて、何れの部門が公共部門であるべきかについては、大企業、小企業、国民経済のそれぞれの立場で必ずしも一致しない。公益・輸送部門は何れの立場からも公共部門であることが望まれるが、原料半製品部門及び生産財部門に関しては、小企業、国民経済の立場からは公共部門であることが望まれるのでに対し、大企業は自ら私企業として進出する自信をもっている。消費財部門および商業部門は、私企業からは、国家が開拓者の役割を果すにとどまることが期待され、それ以上の干渉には反対する。国民経済からすれば、資本蓄積に有利な限り、一部が公共部門であることが望まれる。金融部門は私企業にとつては、有利な投融資を行う公共部門であることが期待される。

右に設定した二つのモデルは純粹な形では存在しない極端なものであるが、今便宜上前者は「インド型」、後者は「日本型」と名付けられる。日本の明治政府が公共部門を中心として西欧的発展を遂げた歴史から類推されたのが「日本型」である。国家が公共部門として開拓した新事業が利潤をあげるようになると、充分な補償なしに私有化され、以後の公共部門の主要な任務は工業金融という間接的干渉となつた。但し外国資本の投下が行われなかつた点は第二モデルと異なるところである。

日本の発展には幾つかの好条件があつた。すなわち工業化の時期に食料、賃金財に恵まれていたこと、工業化が農業部門の蓄積に頼れたこと、それなればこそ重税とインフレが工業化を促進した。

- (a) 公共部門は社会資本を整備することと、
- (b) 公共部門を支柱とする工業化計画が樹立される。
- (c) 全体計画が重視される。

#### 四

筆者は二つのモデルを設定したが、実際にはこの中間的なものが多いから、この二つのモデルの要素が如何に存在するかを、後進国もとづくプログラミングに局限される。

国家によって資本家階級は育成される。(d) 国内資本は弱いので、外国资本に門戸が開放される。(e) 全体計画は行われず、財政的考慮にもとづくプログラミングに局限される。

また海外市場への進出に際して、フランス、イタリアの絹の不作は幸運であった。更に軍事的冒険による発展も可能であった。このようないい好条件を考えると、一般に現在の後進国が日本の発展政策を再現することは難かしいというものが著者の見解である。

公共部門について設定された第一モデルが「インド型」とよばれるが、著者も断つてあるように、インドの歴史的事実はそれ程一義的にとらえられるものではなく、相矛盾する要素をもっている。ここにインド型と規定されるものは、主として第二次五ヶ年計画、一九五六年産業政策決議及びアヴァーディ決議等の中にみられるインド発展政策からえた理念型ともいうべきものである。それだけに「インド型」を理解するには植民地時代以来の発展政策の経緯をたどる必要があるわけで、本書は多くの頁をそれにあてている。

著者は植民体制下の時代、独立後第一次五ヶ年計画・一九四八年産業政策決議・憲法制定の時代、第二次五ヶ年計画・一九五六年産業政策決議の時期、及びその後の四つの時期に分けて推移をとらえている。植民支配下の時代にはスマラジ運動を始め産業開発、反植民主義抵抗の動きがあつたが、英当局に抑えられて進まなかつた。このような経験から、独立運動の中で催された全インド国家計画委員会の決議は社会主義的パターンの発展哲学をもつていた。しかし独立後の政策は穏かなもので、一九五〇年制定のインド憲法は西歐的福祉国家をめざし、一九四八年産業政策決議では政府の全面的独立後は武器、軍需品、原子力、鉄道輸送に限定され、石炭、鉄鋼、航空機、造船等は原則として新規事業確立について国家が責任をもち、他産業は私企業に委ねられるという内容であった。した

がって国有化も事実上断念されていた。

その後一九五五年の国民議会のアヴァーディ決議で、公共部門拡大と全体計画が強調され、一九五六には先の一九四八年産業政策決議が改正されるに至つた。この改正で重工業優先、公共部門強化が具体化された。先の決議では中央政府の全面的独占は極く限られた産業部門のみであったが、今回は更に石炭、鉄鋼等国家が新規事業の確立にのみ責任をもつとされた部門までその対象となり、全く私企業に委ねられる部門は著しく縮小されることになった。著者はこの段階におけるインドの政策を「インド型」の内容としている。

会議派、共産党、プラジャ社会党及び社会党の多数派は計画化、公共部門強化、土地改革等インド型の発展を支持しているとはいっても、第二次五ヶ年計画樹立後の状況は必ずしも「インド型」を推進することにはならず、土地改革、公共部門拡大は進まず、スマラジ、大企業団、学者等のインド型反対派が私企業部門の拡大、外資導入を主張するなど動きは複雑である。

著者によれば「インド型」が第一モデル、「日本型」が第二モデルを代表するとして、ブラジル、メキシコは両者の競合状態にあるというのである。ブラジルはポルトガルの植民支配からの独立以来、特に第二次大戦後日本型による投資促進、国家援助にもとづく私企業強化政策がとられた。ウスミナスに見られる如き、国家資本、国内民間資本、外国民間資本三者の混合企業が基礎産業部門の中核を占めた。しかし石油産業の試掘、採掘部門では外国石油独占資本を排し、戦略産業として国家の経済的利益を支えている。かかる傾向と共に最近政党が民族主義派と外資容認派に分極し、公共部門につ

いても日本型支持とインド型支持が対立しているが、民族主義派の台頭で混合企業へ投下される外資が制限され、国内資本優先が進みつつある。

メキシコの場合には一九一七年憲法で教会、地主の勢力を抑圧する態度が確立され、一九三八年石油国有化が実現したが、その後は日本型政策で私企業を育成し、基礎産業部門で外資を活躍せしめている。しかし国民生活が停滞し、土地改革もスローダウンし、国民の経済的格差は増大したと説く。

以上著者はブラジル、メキシコにおいて公共部門に関する二つの態度の対立競合があることを示した上で、両タイプの共存は困難であり、何れか一つに統一されなければならないが、インド型の方が社会的犠牲が少なく、解決を容易にすると結んでいる。

## 五

本書の内容を要約紹介すれば右の如くであるが、著者の用いた方法論につき若干の批判を加えたい。いま方法論を吟味するに当つて、前提部、展開部及び結論部に分つならば、一一五章を前提部と考えることができよう。現在後進国においては、私企業の自発的活動を中心として経済開発を進めるることは一般に困難とみられている。したがつて国家が経済開発に積極的役割を担わざるをえない。かかる状況を著者は国家資本主義と名づける。そして国家資本主義を直ちに特定の経済体制と結びつけず、その性格は公共部門の具体的な内容によって決まるとした点は興味深い。とかく資本主義政策か社会主義政策という二者択一的決定の行われやすい分野であるだけに、公

共部門の具体的活動状況にもとづいてパターンを追求しようとする基本的立場は高く評価されてよいであろう。

しかし六一七章の展開部において、著者は公共部門の状況を極端な二つのモデルでとらえるという方法をとった。現実に存在する後進国の公共部門の実態はその中間的なものであることを、著者自身認めながら、日本型的要因とインド型的要因という二つの極端なモデルでとらえようとしたところに二つの問題があるといえよう。その一つは日本型、インド型の設定の妥当性についての問題である。著者は一九世紀以来の日本の経済発展方式をそのまま現在の後進国が踏襲することは困難であると述べながら、現実分析の道具として日本型を例示することは反って混乱を招くものである。第二の問題点は前提部で公共部門の具体的内容にもとづくパターン把握という「連続的方法」が提起されておりながら、展開部では日本型的モデルかインド型的モデルかという「二分法的方法」に終始していることである。すなわち現実の後進国を二つの極端な型の何れか、又は両者の対立競合としてとらえているのである。前提部に忠実であるならば、公共部門の範囲、目標、活動状況に関するパターン変数を設定して、現実の公共部門の位置付けが行われるべきだと考える。それを単に極端な二つのモデルの競合としてとらえ、何れが優位を占めるかという吟味に終始したことは、前提部との一貫性に欠けるといえよう。

結論部第七章において、後進国における公共部門について社会主義的方向がとられるべきだとしているが、本書の方針からすれば論理飛躍があるといわなければならない。公共部門に具体化される国家資

本主義を直ちに経済体制に結びつけることを排した前提部の著者の見解と矛盾するし、価値判断を行うためには、パターンに応じた社会的経済的状況についての検討を要する。著者が冒頭で方法論の基盤として掲げた社会学的、経済史的検討は後進国の後進性の原因分析の面にとどまり、国家資本主義、公共部門のパターン設定において展開されなかつたことが、以上の問題点を残すことになったものといえよう。

K. R. ウォーカー

## 『中国農業経済計画』

清島  
(大阪府立大学)

K.R. Walker\*, Planning in Chinese Agriculture, Frank Cass & Co.Ltd, London, 1965, pp. xviii+109.

私有部門、特に農民の初級および高級農業生産合作社（協同組合）における野菜栽培・家畜飼育のための私有小農地（自留地）に対する政府政策の検討を内容とする。農業における私有部門に対する政府政策は農村区の経済的安定性のパロメータであるが、著者ウォーカーは中国側資料を駆使して、その発展をあとづけ、その理論的根拠を分析する。

\* 著者ウォーカーはリーズ大学での経済学研究（一九五〇—五年）の後、オクスフォード大学農業経済学研究所で三年をすじ博士論文を仕上げた。アバディーン大学の経済学助講師（一九五六—五九年）の後、ロンドン大学東洋・アフリカ研究部のスタッフとなり、そこで中国語・中国経済を研究し、現職、同部経済学講師の地位にある。一九六三学年度の研究休暇をインド・香港・日本を渡りした。

本書は、一九五九年に右記部がアジア諸国の最近諸問題を検討することに決定した際、著者ウォーカーが中国経済の研究に応じ、その決定の第一冊として公刊されたものである。

著者には次の書評論文がある。（他は不明である。）

“A Chinese discussion on planning for balanced growth. A summary of the views of Ma Yin-chu and his critics,” pp. 160-191 in Cowan, C. D. (ed.), *The Economic Developments of China and Japan*, University of London, School of Oriental and African Studies, Studies on Modern Asia and Africa, No. 4, 1964.

問題点——本書は、その副題「社会主義化と私有部門（一九五六—六年）」が示すように、上記期間内の中農業における社会主義化の完成に関する主要局面の検討を主内容としている。（実際には一九五六—五八年に重点がおかれていた。）このことは換言すれば

**主内容**——本書序文は問題点の所在を概観して次のようにいう。一九四九年の中共政権獲得以後一九五八年秋に至る短期間に中国の農業経済組織は目ざましい革命をとげた。その過程は地主・小農民の私有制小農から、「互助組」、「初級」および「高級農業生産協同組合」、そして人民公社への編成替えである。(この期間内に第一次五ヵ年計画(一九五三—一九五七年)、大躍進(一九五八年)、天災・大饑饉(一九五九—一九六二年)、第二次五ヵ年計画(一九五八—一九六年)の失敗がふくまる。)人民公社は農業社会主義化の最終段階であり、共産主義の萌芽とみられ、政府はこの事態を農業組織の新事態とみなした。元来、社会主義化と農業発展の関係は、貧困農業経済における経済発展推進を求める議論では最重要の問題である。そうして農業経済発展のためには土地改革をふくんで制度の構造変革が要求されると考えられる。しかし、この点をこえると議論は協同化・集団化農業か、私有制小農業か、いずれかの支持に分かれる。事実についていえば、ソ連・東ヨーロッパの経験は必ずしもアジア諸国の場合に適合せず、むしろ一九五四年以降の中国の農業社会主義化の方が深い関係をもつといいう。しかしながら、中国特有の研究の諸困難(例えば統計の信頼性など)にも災いされて西風下の研究者による右の社会主義化過程は不充分にしか行われていない。その分析の一つ、中ソの比較は中国そのものの分析にとっては必ずしも妥当なものではない。ソ連の場合にくらべて中国の発展過程がはるかに円滑であったというような結論を導出することになるからである。(具体的的事例、家畜と穀物供出サボなどによって立証される。)そこで前述のように本書はこの点に視点をおいて、私有部

門、とくに初級・高級農業生産協同組合において小農民が野菜栽培・家畜飼育に利用した自留地に対する政府の政策を研究対象とする。

**バック・グラウンド**——本書第一部(第一章「中国農業の社会主義

第1表 農業社会主義化(農家パーセンテイジ表示)

時 期		互 助 組	初級農業生産協同組合	高級農業生産協同組合	人民公社
第1期	1954年12月末	60	10.9		
	1955年6月末	65	14.2		
	1955年12月末		59.3	4.0	
第2期	1956年1月末		49.6	10.7	
	1956年2月			51.0	
	1956年6月		28.7	63.2	
	〃 12月		8.5	87.8	
	1958年春			99.7	
第3期	1958年8月末				30.4
	〃 8月末				98.2
	〃 12月末				99.1

化、その時期と制度」は互助組から初級・高級協同組合をへて人民公社への中国農業の社会主義化過程を概観し、以下の本論の基礎とする。従って制度の変革の中での私有部門の地位の推移に焦点が定められる。(著者の作成する別表(第1・2表)が概括的要約的に、かつ便利にその事情を説明する。また本書第三部はさらに詳しい具体的説明である。)

私有部門の意義・重要性——本書第二部(第二・三章)は農業における私有部門の重要な二点について検討する。第一点は農民の食料・所得に関してであり、第二点は主要生産物の供給源として、および計画障害物として政府に関連する。これら二点から政府が私有部門を完全に除去しようとした理由に対する疑問への解答がえられる。(この紹介では実施された諸政策と具体的諸事情よりも右二点を特に取上げたいと考える。)

第二章「農民に対する農業私有部門の経済的意味」は、(一)「食料供給源としての自留地」と、(二)「所得源としての私有部門」の二観点から考慮される。一般的にいって推移する農業制度の中の農業計画が農民に与える不確定要因(制度の変更、供出量・配給量・価格の変化などについて)に対抗・緩和するために農民にとっては私有部門が重要な役割を果すことができる。

(一)「食料供給源の自留地」については、自留地の供給する食糧高を評価するため、中国各地における自留地規模が推定され、その自留地の生産高が推定されなければならない。これらの数値は統一的公表数字がなく地域差・時期差が多いので断片的記録・記事を編集、補綴して推定する以外に方法はない。(著者の推計によれば、公表

数字(率)より低く、そうしてそれは増大・縮小の変動傾向を示している。)自留地生産物は野菜・たばこ・搾油穀物・飼料穀物・豚・家畜類にわたるが、これらは野菜と豚に集約して推計される。興味ある諸仮定と推計仮定をぬきにした結果は、可耕地五パーセント以下での自留地では補充食料に不足し、一〇パーセントでは充足するが、いずれにせよ自留地の農家にとっての重要性は制度の如何によらず変わることはない。(実際上は著者独自の推計・実証に本書の大きな特徴がある。)

(二)「所得源としての私有部門」に関する所得については、「自留地→食料」の関係と異って、「自留地+他の民間農業活動」の所得の関係が考えられなければならない。いいかえれば、自留地・果樹園芸・家畜飼育による所得を考察することである。(ただし、前述の自留地関連分・室内手工芸品を除く。)元來、農家所得データは僅少であるので本書の数字も結論的のものではないが(第3表参照)、一応算出された所得は農家生活費との対比によってその意味が明らかとなる(第4表参照)。中国北・中・南部に分けて資料を集め作成した生活費推定は地域差を無視するという欠点をもつが、これにもとづいて、食料は(自留地分を加えて)普通、衣料は不足、総括的には地域差を加味して一人当たり六十元(四十一八十元の幅をなして)が妥当な生活費とみなされる。そうしてこのことから農民の生活水準維持にとっての私有部門の決定的重要性が明瞭である。また、生活費中、食費三十元は協同組合・自留地生産物に依存して不安定な状態にあるといふことができる。従って自留地の縮小(例えば、一九五六年)が農家家計に及ぼす影響は甚大である。平均的観

第2表 農業計画単位の構造（1952—'62）

期 間	主要計画単位	範囲と管理	計画単位規模 (農家数)	資 源 の 所 有	分 配 制 度
1952年 —'55中期	互 助 組	大半は季節的互 助組、少數の常 年互助組	1952年 6 1955年 8	殆んど私有、少數が役畜・農具共 有。	農家ごとに國家に納税、販売・組 間の負債は労働で清算。
1955年 中期 —'56年春	初級農業生 産協同組合	政府計画に従つ て組合が農耕・ 副業・資本形成 を管理。組合は より運営委員 により組織され、組合は組 を生産単位とす る。	1955年 中期 28 1955年夏30 1955年末40	土地私有。ただし組合が管理し、 地代を払う。役畜、農具について も同様。組合は協定価格で家畜・農具の買 取を企図。自留地は耕地の5%を 限度とする。 1956年自留地收取の最初の企図が みられた。	政府設定の原則に従って、組合が 生産物を分配する。生産物からの 第1の控除は國家への納税・引渡。 第2は費用・積立・地代貸料。 残余は労働日に従って分配。
1956年春 —'58年夏	高級農業生 産協同組合	同上。 三級管理：組合・ 生産大隊・生産 隊	組合： 政府指導規 模100—300 河北平均 340 228組合平均 337 1953年全国 平均 170 生産大隊： 政府指導規 模20—40 228組合平均 27 生産隊:7-8	主要生産諸要素は組合所有。(土 地は無償で組合へ収用。他資源は 協定価格で引渡し)自留地は從前 と同じ。(1957年に10%へ引き上げ、 1958年春、反対処置。)	土地、その他資源への賃料支払い、 停止。他は同上。

1958度夏 —'59年春	人民公社	公社内活動の全 面的統一計画 (農・工・商・ 防衛・教育) 政社合一(公社 業務、鄉行政の 合併), 人民公社・生產 大隊・生產隊・ 生產組の積上げ 管理	公社: 1958年9月 末 普通規模 5,000 —8,000 生產大隊 250 生產隊 30—40 生產組 6—20	全生產手段の公社有化。(自留地 をみとめ、小數家畜を除く。) 農家消費食料は動き高に応じない (供給制分配により、公社食堂に おいて共同食事。) 余剩食料は労働日に応じて分配。 他は高級農生協と同じ。
1959年春 —'60年末	生產大隊	管理基礎単位は 生產大隊。公社 から幹部派遣。	生產大隊 100—350	自留地・家畜(とくに豚)の返還 要求。公社より生產大隊の所有権拡大。 村間悪平等に対して反対運動。 食料供給比率低下。 大隊の分配統制力拡大。
1960年以後	生產隊	一層の分権化。 基幹員の下部單 位への下降。 農業計画に対する 生產隊・生產 組の権限拡大。	生產隊 20—30	自留地返還。豚の私有化。所有権 が生產隊・生產組に帰属。 同上。分配が下位管理機關に委譲。 供給制の消滅。

点を離れてみると、社会主義化の問題がクローバーをやれる。すなわち土地改革で貧農が消滅し、高級協同組合では自留地均等化がなされたが、資産の不平等(豚・乳牛・小道具・立木など)と農家経営管理技術の格差が残されたとすれば、それらは所得不平等の根源であり、他方、協同組合に対する依存度の軽小化を意味することになるであらう。(一九五六年・五七年の雲南・福建省の調査参照) これらのことは重大な政治的・経済的问题でありうるので当然社会主義化の理由となる(一九五六年および五八年)。

以上をまとめれば、初級・高級協同組合の経済面に比較すれば、私有部門は軽小な食料・所得の源泉にすぎないが、(a)へんぱな食料に対する補完食料の供給、(b)生活水準の生存水準から最低水準への引上げ、(c)現金収入源、(d)協同組合からの所得変動に対する緩衝物、としての役割を果たすという意味をもつたといふことがである。

第三章は「政府に対する農業私有部門の経済的意義」を検討する。完全社会主義化が最終目的であるにもかかわらず、当初(第一次五年計画のはじめ)農業における私有部門がみとめられたが、その

第3表 4231農家所得(単位元, 1956, '57)

地区年代	項目	1人当たり純可処分所得 (A)=(B)+(C)	農協組合から の1人当たり 所得(B)	私有部門から の1人当たり 所得(C)	$(D)=\frac{C}{A}(\%)$
西北中国・ 内蒙古	1956	70.6	60.9	9.7	13.7
	'57	71.3	58.0	13.3	18.6
東北中国	1956	83.7*	67.2	14.5	17.4
	'57	77.3	57.8	19.5	25.2
中央平地	1956	61.4	50.1	11.3	18.4
	'57	63.7	50.9	12.8	20.1
南方中国	1956	65.0	47.4	17.6	27.1
	'57	68.9	45.7	23.2	33.6

(\* 原93.7=67.2+14.5)

第4表 農家生活費(1956)

	1年1人当たり推定消費量	単価(元)	価額(元)
米	192.5 kg	0.150	28.90
じゃがいも	66.5 //	0.026	1.73
砂糖	0.3 //	0.960	0.29
豚肉	3.33 //	0.920	3.07
油	2.00 //	1.120	2.24
塩	5.00 //	0.300	1.50
衣料	12.0 m	0.400	4.80
靴下	1足	0.500	0.50
靴	1足	4.500	4.50
ふとん綿	0.25 kg	2.400	0.60
薬	—	—	2.00
ランプ油	0.5 kg	1.00	0.50
石炭	150 //	0.002	3.00
計	—	—	53.63

ためいかなる矛盾が生じたか。集団化を阻止し、政府統制を弱化するという点からいって私有部門の駆逐は当然の問題ではなかろうか。回答は、私有部門の規模、私有部門生産物の性質、農家水準、および私有部門の協同組合経済に対する重要性の程度によるということができるが、さらに政府の統制力がこれに関連する。農家にとっての農家私有部門の意味は前述のとおりであるが、問題は公私二部門への農民の労働・管理技術・動物性肥料の配分にある。(例えば自営地労働のために生ずる協同組合農場労働のサボなどである。)本章では中国農業の大半をまたなった豚糞肥料に関連して自留地の特徴点を検討する。まず予備的に化学肥料の事

第5表 中国豚計画頭数と実頭数(単位100万頭)

	計画目標頭数 (計画策定年)	実頭数
1952		90
'53		96
'54		102
'55		88
'56		84~98
'57	183 (1955) 138 (1956) 120 (1957, 5月) 110 (1957, 7月)	110~138 (128, 146)
'58	150 (1958)	160, 180
'59	280 (1959)	180, 270
'60	243 (1960)	240
'62	250 (1956) 180~240 (1957)	
'67	240~360 (1956) 300~360 (1957) 300~360 (1960)	

(同一年次の異なる数字は資料出所差による。)

情に關すれば、化学肥料は逐次大幅改訂引上される計画目標にもかかわらず動物肥料に多くを依存しなければならない長期的状態にある。(目標の眞実性については疑問があり、また、化学肥料と動物(豚)肥料の換算についてはいくらかの問題がある。)このことは他方、必要とされる化学肥料の著しい不足を意味する。

動物肥料のもととなる豚の豚数計画は、化学肥料の場合とちがって、その失敗によって目標切下げが行われている。(例えば、一九五六年計画の一九六二年目標についていえば、一・五億頭が、一九五七年計画の一九六二年目標一・八・二・四億頭とされている。)計画に関する判断の基準となる実数の確定にも困難があるが、いざ

れにせよ、豚頭数の一九五四、五六年の激減は農業社会主義化と自留地に対する政府政策に関連をもち、反対に一九五六後半期、一九五七年全期を通じての増加は私有部門に対する緩和政策によるものと思われる。政府は私有部門の協働によって集団化農業の発展を確保しなければならないという立場におかれることになる。農家労働と動物肥料への過度の統制と金錢的誘引の不完全さは家畜と殺、肥料・穀物の供出拒否、農家の最低生活化を導出する。

要約的結論——第三部は一九五六から六二年にかけての六年間を三期に分けて農業私有部門に対する政府政策を概観する。この中には二回の社会主义化政策(一九五六・五八年)がそれぞれ、それらと伴う危機によって後退させられたとみられる事情がふくまれている。これら具体的な事実の推移と因果の関係の分析は重要であるが、それらは前述の基本的事態の基礎の上にあるものということができる。具体的な事実を省略して著者の觀点を要約すれば、次の諸点にしほられる。第一に、発展過程の現在の中国経済にとって農業私有部門、その中でもとくに自留地は社会主義経済にとっての必然的付属物である。その理由は、集権経済(生産・分配について)を信用しうるまでの農家の私有地保有の動機は消滅しないこと、および経験を通して、公共部門の不足は私有部門によって補完される必要があるという政府の見解が存在することである。しかし、第二点

として、私有部門の残存は公共部門を脅かすという危険性が存在する。第三に、一九五六年から六二年へかけての政府政策の変遷を通して、それら政策は次の三つの特徴点をもつと考えられる。一つは、農業部門に対する共産主義理論の影響であり、それは、集団化農業によってのみ生産諸関係が均齊化され、それによって農業技術革命が保証される、また、生産諸要素の集団的所有は大規模農業計画単位と相まって成長の基本的前提条件である、と考えることである。しかも、政策のジグザグ・コースは弁証法によって理解されるものと考えられる。その二是、中国政府の実証主義が看取されることである。政策実施—失敗—自認（陰然・陽然）—改善策、の過程にみられる。その三是、行政体制の弱体であって、私有部門に対する政策が地方幹部を通すことによって過度・不足いずれかに偏って実施され、それによって失敗がまねかれることである。

若干の所見——本書全面に対する所見として、まずその特長点をあげれば、中国研究において陥りがちな一傾向、すなわちは非いすれかの立場が先行してなされる一辯倒的傾向から比較的の自由であることである。このことは、事実（事情の推移と統計数字）に即して合理的判断を下すことを意味するが、本書においてはそれが不足する情報と欠乏する統計の編集に特別の努力が払われることを通してなされていること、そして事象に対する判断（とくに政策効果の認定）が短視的見地からまぬかれていることを意味していると考える。次に本書においては、分析の方法として、中央政府の政治目的→経済的目標→経済政策実施→政策効果の経済的・政治的判断、

という一連の経済政策過程を分析対象としている点に特長がある。（この点については一元的に経済理論の観点から分析を行うべきであるという見解が成立しうるが、変質過程の経済に対しては問題の余地が残される。）さらに、著者自から西風下の研究の不充分を補おうとする意図を表明しているが、それは行論の内在的性格によつて首肯されるであろう。個々の点について種々の問題が残されるが、主眼点である私有部門の取扱い方、とくに自留地問題の比重のおき方は妥当であると考えられる。この点に関する動物（豚）肥料の重要性の指摘には注意がひかれる。（一九三〇年代の古典的中国研究には見られない点である。）さらにこの観点から私有部門の将来を予測する点は興味がもたれる。すなわち、私有部門の比重は公有部門の化学肥料工業の生成、従つて公有農業部門の成長と逆行するであろうということであろう。

最後にわれわれは著者による本書の延長研究がなされること、および、中国の「経済的変化は重要な国際的意義を持つて（おり）、いまも進化発達の段階にある人民公社の実験は、同じような経済構造の低開発国にたいしても大きな影響を与えて（おり、その）実験が結果的に成功だとわかれば、中国のモデルは広く採用され、多くのアジア、アフリカ諸国の経済構造は今後五十年のうちに根本的に変るかも知れない。」（鄭竹園・中侯訳「中国経済はどう変ったか」一九六三年、三ページ）という意味において、わが国の低開発国開発理論が本書の「学習」を通して過度の一般化や縁遠い対象に走ることなく身近かな、大中国に研究対象がえらばれることを期待したいと考える。

最後に西風下の中国研究者の中国語資料利用の状況を示す一例として著者参考の中国語系資料を掲げることとする。(英語系文献は省略する。資料調査に当たっては、大阪市立大学経済学部、河地重造氏の御助力をえたことを記して謝意を表したい。)

- (一) 新聞
- (1. 1) 大公報 (北京)
  - (1. 2) 大公報 (香港)
  - (1. 3) 工人日報 (北京)
  - (1. 4) 南方日報 (広州)
  - (1. 5) 人民日報 (北京)
- (二) 定期刊行物
- (2. 1) 紅旗 (北京)
  - (2. 2) 計画經濟 (北京)(一九五九年から「經濟工作」と合併した。)
  - (2. 3) 計画与統計 (北京)
  - (2. 4) 経済研究 (北京)
  - (2. 5) 糧食工作 (北京)
  - (2. 6) 中国農報 (北京)
  - (2. 7) 中国農業科学 (北京)
  - (2. 8) 統計工作 (北京)
  - (2. 9) 土壤学報 (北京)
  - (2. 10) 新建設 (北京)
  - (2. 11) 新華月報 (北京)
  - (2. 12) 新華半月刊 (北京) (一九五六六年から新華月刊に代り)
- (三) 著書
- (3. 1) 農業部「一九五五年的農村工作問題」(北京) 一九五五年
  - (3. 2) 蔣學模「社會主義的分配制度」(上海) 一九六一年
  - (3. 3) 中国科学院經濟研究所「國民經濟恢復期農業生產合作資料匯編、一九四九—一九五二」(北京) 一九五七年
  - (3. 4) 中国科学院經濟研究所「我國經濟學界關於社會主義制度下商品價值和價格問題論文選集」(北京) 一九五九年
  - (3. 5) 中国国際貿易促進委員会「三年來新中國經濟的成就」(北京) 一九五四年
  - (3. 6) 「中華人民共和国法規彙編」(北京) 一九五七年
  - (3. 7) 「中華人民共和国國民經濟發展第一次五ヵ年計画、一九五三—五七」(北京) 一九五五年
  - (3. 8) 中共、中央委、辦公序編「中國農村的社會主義高潮」(北京) 一九五六年
  - (3. 9) 許濂新「我國過渡時期國民經濟的分析」(北京) 一九五七年
  - (3. 10) 馬寅初「我的經濟理論、哲學思想和政治立場」(北京) 一九五八年
  - (3. 11) 「人民手冊」(北京) 一九六一年 (東南アジア研究所)

編「中國の現勢」参照)

(3.12) 國家統計局「一九五六年到一九六七年全國農業發展綱要」(北京)一九六〇年

(3.13)

國家統計局「農業合作化和一九五五年農業生產合作社收益分配的統計資料」(北京)一九五七年

(3.14)

國家統計局「偉大的十年」(北京)一九五九年(日本國際貿易促進協会訳「偉大な十年」、中國研究所訳編「現代中國經濟史」参照)



末とはいへ、冷えびえとした日であつたが、  
なごやかな空気の中に終宴。

理事・幹事会

より理事・幹事会が立教大学会議室で開かれ、恒例に全国から参考された理事・幹事の先生方約五十名をはじめ、大会当番校側から河西太一郎準備委員長ならびに各委員が出席し、山中篤太郎代表理事を議長として議事が進められた。

本部会をふくめ四部会)よりの報告、ならびに年報編集にかんする報告があつた。ついで

協議事項はあり、大會運営にかんする事項を協議したのち、つぎのことが議決された。(1) 學会活動の活発化を目的とする役員選出方法の改正について(これについては次の總会の

理事より要請があり、大阪経済大学藤田敬三理事がこれを諒承された)、(3) 年報編集は、関西部会において配慮されること(山中代表従来これを担当させていた松尾理事が今般校務の関係から辞退されたため、これを関東部会当番校において行なうことになった(なお当番校を来年度、立教大学より日本大学に引

継ぐことを同大学の迫間真治郎理事が諒承された。そのほか、学会本部を引続き外池幹事の一橋大学におくこと、ただし、その任務の一部を部会当番校で分担することが決まった。最後に、ヴェトナム問題にかんする当番校の提案があつたが、これは、理事会とは別に、当番校の責任において処理することになった。

また大会第二日目すなわち三十日（日）には、昼食後と夕刻の二度にわたって理事・幹事会が開かれ、前日の総会での決定にもとづいて、役員の改選が行なわれた。（加藤誠一記）

役員の選出方法については、一ヶ年の間に各部会が意見をまとめ、それを本部に提出、本部はそれらの調整にあたる。各部会が意見をまとめるにあたっては、総会において何ら方法をきめることなく、各部会の責任においてすること。右のことを考慮して、今回は従来の方式にしたがつて役員改選を行なうが、その任期は右の結論の出るまで一ヶ年とすること。

関東部会について

なお、最後に渡辺輝一氏より経済学会連合の分担金が当分のあいだ再値上げをしないと  
いう条件のもとに、来年度より現行五、〇〇  
〇円を一〇、〇〇〇円とする決まりた。  
旨の報告があつて総会を終了した。

第四回 昭和三十九年十二月十日

「工業立地の計画と現実」  
西岡久雄氏  
「経済発展段階と構造変化」  
丸尾直美氏  
第五回 昭和四十年二月六日

「中小企業政策の史的研究」 由井常彦氏

第六回 昭和四十年四月十七日

「中期経済計画について」

「中小企業白書について」

(宮川宗弘記)

本年度の関東部会当番校は、昨年六月十二日の幹事会において立教大学から日本大学に移された。日本大学が当番校になって以来、開催された研究報告会は次の通りである。

第一回研究報告会 昭和四十年七月三日

(土) 日本大学法学部で開催。出席者二五名。

報告論題「イギリス鉄鋼業の国有化」秋山穰氏(都立工業短大)。最近発表された「鉄鋼白書」(Steel Nationalization)をめぐって、イギリス鉄鋼業の背景、現行制度の問題点、政府の提案などを検討し、いくつかの問題提起を行なった。

なお、研究報告終了後、部会総会を開き、役員選出方法の規約改正について関東側委員会を幹事及び司会にした。その他、明年度大会が、六月二十七、二十八日に神戸大学において行なわれる旨の報告があつた。

第二回研究報告会 十月二日(土) 日本大學法學部で開催。出席者二十四名。

報告論題「産業構造の変化と中小企業の位置」中村隆英氏(東大)、安田靖氏(企画庁)。

まず、安田氏が、産業構造特に二重構造の分析には包括的な過程分析が必要であるとして、産業連関表が activity base であるため直ちに使用できないが、それは規模別に分類することが可能であり、そうすることによって構造変化を把握することができるとして、昭和二十六年から三十年に至るその試算表を提示し、いくつかの顕著な事実を指摘した。そのあとを受けて、中村氏は、これらを理論的に整理し、いくつかの分析結果を提示した。この報告をめぐり活発な議論が行なわれた。

第三回研究報告会 十一月十三日(土) 日本大学法学部にて開催。出席者二十三名。

報告論題「日本経済の転型期論について」高橋毅夫(企画庁)。いわゆる転型期をどのように考えた方がよいかという問題は別にして、さまざまなデータを用いて日本経済成長パターンがどのようなようであったかを論じた。

幹事会  
第一回幹事会(六月十一日、日本大学)

最初に、部会当番校の立教大学から日本大学への引継報告が加藤誠一氏(立教大学)により行なわれ、その後、加藤寛氏(慶應大学)を座長に選出して、会計報告、年報編集、次回研究報告会、規約改正、来年度大会の共通論題(案)などについて話し合われた。さらに近江谷幸一氏(日大)の幹事一名の追加、及び当番校の事務担当者三名の幹事会への出席が了承された。(出席者十五名)

第二回幹事会(七月三日、日本大学) 研究報告会終了後開催され、規約改正について話し合いが行なわれたが、結論を得ないまま次回に改めて論議することにして散会した。

(出席者十三名) (牧野富夫記)

第三回幹事会(七月十七日、私学会館)

年報編集の件につき討議をし、書評にはできるだけ今年度大会の共通論題に沿うものを選ぶことに決定され、具体的に人選も進められた。また、本年度政策学界展望も一つの試みとして話題にのぼった。来年度共通論題の関東側案として「現在日本の景気変動と構造変化」を選び、関西部会、特に来年度大会校である神戸大学へ通知することにした。規約改正については、各委員は次回委員会まで各自

の案をもちよることにした。また、十一月六日または七日に各部会から連絡委員の参集を求め、それまでに煮つまつた各部会案をもちよって相互の意見調整を行なうことにして、至急その連絡打合わせをすることにした。

また、関東部会幹事として横山正彦氏（東大）、鎌田武治氏（横浜国大）の決定をみた。

（出席者 十四名）

第四回幹事会・規約改正委員会（十月二日、日本大学）研究会終了後開催。年報編集については、書評の担当者の報告、人選が進められた。来年度大会の共通論題について大会開催校である神戸大学より連絡があつた旨報告された。規約改正の件については、問題がやや具体化し、役員の名称、選出方法、役割などについて検討された。なお、次回に各学会の規約をも調査することになった。

第五回幹事会・規約改正委員会（十月二十

三日、日本大学）各学会の規約を参考にしながら、規約改正をめぐり特に役員の選出方法に議論が集中した。その他、役員の種類、権限などについて討議されたが、更に討議を進めるため、次回までに各学会規約一覧表を作ることにした。

第六回幹事会・規約改正委員会（十一月三日、日本大学）前回に引き続き、各学会規約一覧表を参考に規約改正に関する打合わせが行なわれ、ほぼ関東側委員の意見がまとまり、それを草案化することにつけたので次回までにそれを草案化することになり、それは当番校である日大に委ねられた。（出席者 十名）

第七回幹事会・規約改正に関する各部会打合せ会（十一月七日、日本大学）今回は、

関西部会から藤井茂氏（神戸大）中京部会から滝沢菊太郎氏（名大）藤井隆氏（名大）西日本部会から梅田政勝氏（福岡大）本吉敬治氏（福岡大）など各部会委員の参加の下に、規約改正に関する関東部会委員会のそれまでの審議についての経過報告、各学会規約、各学会規約一覧表の提出があり、次いで関東部会委員会案の説明があり、それをめぐって活発な討議及び各部会の希望、意見などが述べられた。（出席者 八名）

第十回幹事会・規約改正委員会（昭和四十一年一月十二日 日本大学）迫間真治郎常任理事（日大）の急逝のため規約改正委員会、年報編集事務に支障のないようにすることが確認された。なお今後の年報の編集方針について討議を行なった。なお今回特に「編集後記」をもうけることが承認された。また、五井一雄幹事（中大）海外留学のため、丸尾真美氏（中大）が代って出席することが承認された。（出席者 八名）

第十一回幹事会・規約改正委員会（二月五日 日本大学）年報編集について最終的合が行なわれた。規約改正については、各部会案の最終的調整のため四月初旬に関西において打合せ会を開くことにした。

第十二回幹事会・規約改正委員会（三月十

前回の打合せ会で表明された各部会の意見をもとに更に規約改正について討議された。

（出席者 十一名）

第九回幹事会・規約改正委員会（十二月一日、日本大学）規約改正について討議し、これを

関東部会規約改正委員会案を作成し、これを各部会に送付することにした。（出席者 十一日）

第十一回幹事会・規約改正委員会（二月五日 日本大学）年報編集について最終的合が行なわれた。規約改正については、各部

九日 日本大学） 年報編集の件、来年度関東部会当番校について話し合われた。また、規約改正についての各部会打合せ会へ出席する関東側代表を選出した。

なお、二十七日、常任幹事迫間真治郎氏（日大）の葬儀に際し、日本経済政策学会を代表して、代理理事山中篤太郎氏により弔辞が送られた。  
（近江谷幸一記）

#### 関西部会について

□理事幹事会（六月十九日） 東洋紡経研究所において午後一時より開く。議題は次期大会当番校および大会共通論題、役員選挙規則改正および年報書評担当者の募集の四件。まず、藤井常務理事より当番校決定に至る経過を報告、五月二十八日（土）、二十九日（日）の両日、神戸大学において行うことと確認。共通論題についての意見をもとめ、役員選挙規定改正についての問題点を討議した。後者については藤井常務理事を中心に、幹事全員をふくむ規定改正委員会を設けてとくに研究することにした。また共通論題および書評担当者については、さらに文書で各理事幹

事の意見を求めるとして散会。当日出席者は十六名。

□理論分科会（七月十日） 午後一時より東洋紡経研究所にて開催。出席者 二七名。  
一、報告「西ドイツ独占資本とヨーロッパ統合」  
前川恭一氏（同志社大）  
一、書評「熊谷尚夫『経済政策原理』をめぐって」  
夏目 隆氏（商船大）  
松代和郎氏（関学大）

者および推せん者の紹介、その最終決定を幹事会に一任される。ついで、大会共通論題について、従来のそれを検討、また関東部会からの案を中心討議、一応「転型期の経済政策」とすることとした。

□幹事会（九月二十五日） 東洋紡経研究所において、出席者八名で開催。議題は、役員選挙規定と大会共通論題の二つ。まず前者については、主要学会の選挙方法の検討から入り、基本的問題点を整理、こんごのより詳細な検討のための意見交換を中心とする。

□工業分科会（十二月十一日） しばらく休んでいた工業分科会を大阪商工会議所会議室で開催。出席者 二十三名。  
書評「藤田敬三『日本産業構造と中小企業』」  
異 信晴氏（大阪大）

「日本重化学の工業におけるコンビナートをめぐる諸問題」 中村忠一氏（同志社大）  
「協業化に関する覚書」

藤田敬三氏（大経大）  
ます、異氏は藤田教授の三十年にわたる中小企業研究の集大成としての本書の特質とそ

の貢献と問題点を整理報告され、また中村氏は、最近いよいよ複雑化している総合的重化学コンビナートの問題点を、主として技術的化学的な関連において明らかにされた。また藤田氏は、最近曖昧なまま用いられる「協業化」の概念とその問題点を検討され、さらに進んで協業化の政策的問題点を指摘、とくにそのさい、人的要素についての配慮を強調された。

□幹事会（一月八日） 東洋紡経済研究所において藤井常務理事および幹事七名の出席をえて開く。議題は、役員選挙規程の問題。まず、十一月七日の関東部会における打合せを出席して頂いた藤井常務より説明。そのご、関東部会原案などを検討、関西部会検討委員会としての最終原案を討議した。

幹事会はさらに、二月十二日に予定され、また四月はじめには大阪市大を当番校に関西部会を予定することにした。

（新野幸次郎・百々和記）

### 中部部会について

中部支部では、本年度に入つて左記のように

び第二六回（四月）の三回、研究報告会・見学会を兼ねて理事幹事会を開催した。部会案内は、国際経済学会中部支部会の会員を含め八〇通を発送している。出席者は見学研究会は多数となるが、報告会は各回、一〇名前後である。本年度も、部会の研究報告・年報書評執筆・部会運営方法等について、往復はがきでアンケートをとり、民主的運営に努力してきた。

第二四回見学研究会 三九年一一月二二日（土）午後一時より、名古屋市南部臨海工業地帯（知多郡上野町）に最近（九月）操業を開始した東海製鉄KKを訪問、工業見学・会社側責任者との懇談研究会を行つた。東海製鉄は重化学工業化を推進する中部経済圏が、原料用鉄鋼の地元供給源を保有したいという強い要望に応え、富士製鉄と地元財界との協力によって設立されたものである。特色としては大型専門設備による単一品種の量産化・合理化された運搬設備による輸送原単位の低減・あらゆる部門にわたる自動制御方式の採用と人員の減少・最新の技術を駆使しての品質の向上等をあげることが出来る。現在完成したのは第一期計画で、将来第四期計画まで

完成すれば、年間粗鋼六〇〇万トンを超える規模の一貫工場となる予定である。

第二五回研究報告会 四〇年二月六日（土）午後二時より（於愛知県産業貿易館）

（1）金融政策の有効性について 小村衆統氏（愛知学芸大） 本報告は、新しい金融政策理論として知られるアベイラビリティー理論とガーレー・ショー理論に関する諸論議の簡単なサーペイであるが、その主論点は後者の理論に基づく具体的な規制手段の諸提案に向けられている。

ガーレー・ショーの理論は非銀行金融仲介機関が創出機能及び転換機能等によって通貨の流通速度を増大させる能力をもつことを論証し、近年その活動が相対的に増大し従来の金融政策の効果を減殺しているので、これに対する直接的規制手段の必要を強調しているのである。(a)均一準備案（ヘンダーソン、アルハデフ）、(b)預金利率規制案（クレイトン）、(c)政府証券非市場化案（アルハデフ）、(d)アルシュハイム案、(e)CMCの見解。これらの提案に共通している点は、預金吸収及び資金創造活動に関する、現行法規上の非銀行金融

機関の相対的有利性・商業銀行の不利性を是正し、両機関を出来るだけ対等の立場におくことを目的としていることである。ただし(c)は、両機関共通の転換機能に対する手段である。

アペイラビリティー理論は、トービン、マッキーン、ルーザ、カレーケン等によって発展せしめられ、近年ラドクリフ報告の基礎理論の重要な部分となっている。この理論に基づき金融政策の復活が主張され、特にイギリスにおいては公開市場操作の理論的支柱となるものと言えようが、これには重要な条件が必要とされる。

(2) 現代インフレーションの特徴と通貨の危機 石郷岡克男氏（名古屋商大） 古典的なインフレに比較して、今日での（管理通貨制度下）インフレは、まず現象的に異常性をもたない。少くとも人々の意識に映じ難いという特色を持つ。金本位制度下にあっては、インフレ自体が異常である。インフレが常態であるという客観的・経済的基盤がないという意味においてそうである。しかし金兌換の停止と共に、インフレの経済的基盤はその可能性においてだけでも常在している。この経

濟的基盤の変化に対応して、より技術的とでもいうべき通貨そのものも変化した。銀行券の変質と銀行券発行方法の変化がそれである。

インフレが常態であるとすれば、それがも

つ現代資本主義での役割、意義は次のような

ものであろう。第一にいう迄もなく、絶え間ない追加資本に対する絶対的要請がこれであり、第二には、緩慢ながらも行われている価値関係の変化であり、これによる既価値の再

分配は、資本の蓄積を強行する。第三にイン

フレの意義は、絶え間なく擬制資本の比重を切り下げるにある。そしてそれは起り得べき信用恐慌を陰蔽するだろうし、現実資本とのフリクションを緩和せしめる。ここに現代インフレの意義がある。

第二六回研究報告会 四〇年四月一七日(土)  
午後二時より(於東洋経済新報名古屋支社)

(1) 地域モデルと地域の経済集中力 藤井

隆氏(名古屋大) 経済の高度成長と産業構造高度化は日本経済の地域構造に著しい変動を惹き起こしている。重点産業育成政策は、この中で集中化を助成し、一方開発政策は新産都市など、格差是正を旗印に分散化を考えている。

この研究は(i)このような地域構造変動を分析する理論モデルとしてどのようなもののがよいか。(ii)多地域日本経済モデルに政策理論としての地域政策はどのように組込まれ扱われるべきか。(iii)この分析にしたがって日本経済の将来地域構造を予測した場合どうなるか。(iv)その場合分散集中政策はいかに考るべきか、の四つの点に焦点を合われたものである。

昭和五五年までの予測の結果、次の事実を知った。わが国地域構造の特色として二つの集中、その一つは中央日本への集中、他の一つは都市への集中が進行していくことである。面積では日本列島の三〇%である中央日本へたとえば工業生産三〇年七四%、五五年八五%と集中率は上昇する。分散政策は新産都市などでは、国全体の成長力をおとし、周辺交通投資は逆に集中化を促進する。

政策的結論としては、中央日本へは集中化を促進し、中央日本内での都市からは分散させる。中央日本での開発や受入態勢が充分調整された上で分散投資は考るべきである。

地域格差は再配分政策のような全国共通の原則に立つ政策によるべきで、投資配分政策

における地域優先操作などによるべきではない。集中政策によって経済的効率を最大限にすることを考え、その上で再分配政策を考えることが地域政策の本筋である。この研究について、さらに諸函数の一次性の仮定を脱却することを試みるならば、集中における最適条件を求める方向へ進むことができよう。

(2) 日本まぐろ延なわ漁業の現状と問題点  
滝沢菊太郎氏（名古屋大）第二次大戦後、日本のまぐろ延なわ漁業は目ざましい発展をとげた。漁船は目立つて大型化し、漁場は南太平洋から印度洋・東部太平洋へ、さらに大西洋へと遠隔化し、ついに世界のまぐろ漁場のいたるところで活躍するまでになった。そして、操業の形態も、内地根拠操業だけではなく、海外基地操業・独航船母船式操業・漁艇塔載母船式操業などが現われ、このようなまぐろ延なわ漁業の発展は、日本遠洋漁業のホープとして、各種の制限に悩む北洋漁業や不振をきわめる沿岸漁業の転換先として貢献してきた。また、冷凍まぐろ罐詰の輸出により外貨獲得に貢献してきたことも忘れてはならない。

しかし数年前より、漁業率の低下が目立つ

ようになり、これにともなって、航海日数の増大、年間平均航海数の減少、年間平均水揚数量の減少などがまぐろ延なわの採算を圧迫しあげてきた。これまでには平均魚価の上昇が年間水揚金額の減少をカバーしてきたが、国内の消費者物価上昇問題や輸出市場の動向から、今後における平均魚価の大幅な上昇は容易でない。他方、漁獲率は依然として低下

しており、反面労務費は上昇しているので採算は悪化の一途を辿っている。その上、まぐろ延なわ経営は、政府関係系統金融機関からの借入金に大幅に依存して漁船を建造している借金型経営が多く財務諸比率が悪い上に借入金の返済や金利の支払いなど資金ぐりの面でも多くの問題点をかかえている。

## 西日本部会について

第一回部会 昭和四〇年四月一七日午後一時半より、福岡大学にて、第二回福岡大会の折、承認された西日本部会の設立発会をかねて、つきのとおり開催した。

一、開会挨拶 梅田政勝（福岡大）

二、研究報告

- 1 北九州における機械工業の発展の制約条件 平田喜久雄（福岡大）
- 2 経済政策論の考え方 高橋正雄（鹿児島大）
- 3 マレーシヤ問題 前川忠良（長崎大）

## 三、総会

- 1 発起人会代表挨拶 梅田政勝（福岡大）議長に田中定（佐賀大）を選出し、当部会の設立までの経過報告、部会組織等の説明をそれぞれ梅田政勝、伊藤正則（福岡大）から受け、今後の部会運営などについて審議し、午後六時に散会した。出席者二四名。
- 2 第二回部会 昭和四〇年一〇月一三日、午後一時半より、福岡大学にて。
- 3 役員選出方法などの規約改正という重要案

件を控えて、特別に予定を繰上げてつぎのとおり開催した。

### 一、研究報告

1 労働党の国有化政策について 本吉敬治（福岡大）

2 一九二〇年代のケインズの経済政策 有田一郎（熊本大）

### 二、総会

相憎く学会シーズンのためか、第一回部会にくらべて出席者が少なかったので、議長は選出せず懇談会形式で、役員選出方法などにつき審議をし、十一月七日、日本大学で開かれる規約改正についての各部会の打合せ会へ出席するための準備を行った。

当日は中部部会の松浦茂理事が、大分大学に転任されたので当部会に出席頂き御挨拶を受けた。

その他部会の動き さきに記したとおり、十一月七日午後六時より日本大学において開催された規約改正に関する各部会の打合せ会には、梅田政勝常務理事と本吉が出席し、当部会の要望を申述べた。

付記 西日本部会全員の御援助の下にどう

やら発足し、ほぼ一年近くになろうとしております。今後の御指導を切にお願いして改めてここに御礼を申し上げたいと思います。

（本吉敬治記）

### 昭和四〇年度新入会員氏名

（大会承認済 A・B・C順）

#### 個人会員

有田一郎 熊本大学  
有田辰男 東京都立北高校  
藤山和夫 九州経済調査協会  
福島久一 日本大学

古米淑郎 同志社大学

長谷川秀男 高崎経済大学

長谷川知一 東海学園女子短期大学

堀川士良 日本大学

池田顕昭 立教大学

池本清 神戸大学

兼尾雅人 九州経済調査協会

川岸高真 早稲田大学

川島陸夫 日本女子経済短期大学

前田祝 通商産業省

宮崎力藏 東京教育大学

#### 団体会員

関書院新社

本部あて寄贈刊行物（ABC順）

（昭和三九年一二月～昭和四〇年一一月）

#### 雑誌名 発行所

亞細亞研究 高麗大学亞細亞問題研究所

朝鮮學術通報 在日本朝鮮人科学者協会

電力需要指標 電力中央研究所

同志社商学 同志社大学商学会

福岡大學經濟學 福岡大学研究所

論集 福岡大学研究所

森田桐郎 専修大学

中村隆英 東京大学

中山肇雄 福岡大学

岡本隆博 関西大学

佐藤勝次 福岡大学

柴田浩二 神戸大学

新庄達男 住友銀行

篠崎敏雄 愛媛大学

高橋善四郎 独協大学

和田禎一 近畿大学

篠原達男 住友銀行

篠崎敏雄 愛媛大学

高橋善四郎 独協大学

和田禎一 近畿大学

篠原達男 住友銀行

篠崎敏雄 愛媛大学

高橋善四郎 独協大学

和田禎一 近畿大学

報

新

新政  
經

新政治研究会

X

外務省公表集

外務省情報文化局

証券投資信託月

証券投資信託協会

世界の中の日本

日本国際問題研究所

海外文献評訖

電力中央研究所

東北開発研究

東北開発センター

漁業

関西大学経済論

関西大学経済学会

東京銀行月報

東京銀行

報

工業立地

日本工業立地センター

東京都広報室

東京都

将来計画に關する中間報告

日本学術會議

国際文化

成均館大学国際文化研究院

Bulgarian Academy of

昭和三九年東京

III

東京都

国際科学情報

外務省国際連合局科学課

Bulgarian Scie-

Sciences, Sofia

都所得分布調査

日本学術會議

国際問題

日本国際問題研究所

Review (Economics

Economic Sciences)

報告

日本国際問題研究所

キーパ・リ

キーパ大使館

& Law

年報及び単行本

転機に立つ共産

日本国際問題研究所

ナイジニア

ナイジニア大使館広報部

Asiatic Research Center,

The Annals

圈

神戸大学経営学部

日本フーラム

米国大使館

ch Bulletin

Korea University

日本国際問題研究所

日本国際問題研究所

日本医ニース

日本医師会

Economic Indi-

U.S. Government Printi-

日本国際問題研究所

日本国際問題研究所

日本経済研究セ

日本経済研究センター

cators

Office, Washington

日本国際問題研究所

日本国際問題研究所

ンターメー

ンターメー報告

年報及び単行本

年報及び単行本

年報及び単行本

年報及び単行本

新潟大学法経論

新潟大学人文学部

Asiatic Research Center,

The Annals

日本国際問題研究所

新潟大学人文学部

新潟大学人文学部

ch Bulletin

Korea University

日本国際問題研究所

新潟大学人文学部

新潟大学人文学部

Economic Indi-

U.S. Government Printi-

日本国際問題研究所

新潟大学人文学部

新潟大学人文学部

Review (Economics

Economic Sciences)

新潟大学人文学部

新潟大学人文学部

年報及び単行本

年報及び単行本

年報及び単行本

年報及び単行本

## 編集後記

この年報が会員の手許に届くのは、おそらく春の大会を過ぎた六月頃になるとおもう。年報の発行が例年より遅れたのはまったく申し訳ないしだいで、この点についてまずはじめに深くお詫びしなければならない。

こんどの年報編集は、故迫間真治郎常務理事（日本大学）を中心とし、本部幹事会がこれにあたった。編集上の体裁は従来と同様であるが、今回はできるだけ「共通論題」に焦点をあわせて編集してある。そのため、編集方針としては、「自由論題」の報告の順席も共通論題に近いものから配列したし、また、「書評」についてもできるだけ共通論題に沿う書物を取り上げるようにした。

なお、この年報を発行するにあたって、かえすがえすも残念なのは、編集責任者として、最初から情熱をもつてこの年報の編集にあつてこられた迫間真治郎常務理事が年報の完成をみずに、昨年一二月二三日に急逝されたことである。年報の発行にあたって、ここに迫間常務理事のご冥福を心からお祈り申し上げるしだいである。

（編集委員会）

## 〈経済体制の変化と経済政策〉

1966年9月30日 第1刷発行

定価 ¥960.

編 著 日本経済政策学会  
(代表者 山中篤太郎)

発 行 者 井 村 寿 二  
東京都千代田区神田駿河台2

印 刷 者 山 田 博  
東京都板橋区板橋4-46-3

発 行 所 東京都千代田区  
神田駿河台2 効 草 書 房  
(株式会社大和出版部)

落丁本・乱丁本はおとりかえ致します。 三陽社印刷・谷島製本

日本経済政策学会編・日本経済政策学会年報

VII 経済政策の対象と方法

三〇〇円

VIII 経済計画の諸形態

四〇〇円

IX 構造分析と経済政策

三四〇円

X 現代日本経済における国家の役割

四〇〇円

XI 日本の経済計画

五〇〇円

XII ビッグ・ビジネスと経済政策

七〇〇円

XIII 地域開発と経済政策

七〇〇円

XIV 日本経済の構造変化

九六〇円

— 勲草書房刊 —

The Economic Structure of North Kyushu and Its Machine

Industry ..... *Kikuo Hirata*

The Structure of Japan's Food Industry ..... *Kinnosuke Ishii*

#### BOOK REVIEW

- O. Lange : Entwicklungstendenzen der modernen Wirtschaft  
und Gesellschaft, Eine sozialistische Analyse, 1964 ..... *Hisakazu Fukushima*
- N. F. Keisen : Macroeconomics, Fiscal Policy, and Economic  
Growth, 1964 ..... *Yoshiteru Ohno*
- T. C. Хачатуров : Экономическая эффективность  
капитальных вложений, 1964 ..... *Hideo Ishizu*
- A. R. Iltersic : The Taxation of Capital Gains, 1962 ..... *Mitsumi Yamanouchi*
- R. H. Barback : The Pricing of Manufactures, 1964 ..... *Yutaka Hara*
- R. Caves : American Industry ; Structure, Conduct,  
Performance, 1964 ..... *Tadao Konishi*
- I. Sachs : Patterns of Public Sector in Underdeveloped  
Economies, 1964 ..... *Osamu Kume*
- K. R. Walker : Planning in Chinese Agriculture, 1965 ..... *Kiyoshi Nagashima*

THE ANNUAL  
OF  
JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION

---

1966

No. 14

---

CONTENTS

ARTICLES

- Recent Changes in Capitalistic Regime and Its Economic Policy ..... *Sadakazu Chikaraishi*  
The Changes in Economic Policy of Socialist System ..... *Masao Kihara*  
On a Non-capitalist Path of Development in Underdeveloped Economies ..... *Hiroshi Mizuta*  
The Changes in Both Capitalist and Socialist Economic Systems and The Economic Policy in our Country ..... *Yoshio Kobayashi*

REPORTS

- Classes and Class Conflict in Capitalistic Society ..... *Shuya Nagao*  
Industrial Organization Policies and Criteria of Workable Competition ..... *Kazu Dodo*  
Modern Socialism ..... *Fumitoshi Gotoh*  
Changing Space Structure of the Japanese Economy 1955 - 1980 ..... *Takashi Fujii*  
Rate of Increase of Per Capital Income and Interregional Income Differentials ..... *Hisao Nishioka*  
A Research on the Delimitation of "Chubu Economic Region" ..... *Shozaburo Sakai*

---

EDITED BY

JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION  
BUREAU OF JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION  
HITOTSUBASHI UNIVERSITY, TOKYO, JAPAN

Published by  
The Keiso Shobo Publishing Co.

---